学校安全推進資料

平成25年度改訂版

北海道教育委員会

ま　え　が　き

幼児児童生徒の安全は、全ての人々が求めている願いです。児童生徒等が生きる社会は、安全で安心できる環境でなければなりません。

しかし近年、全国的に通学路等において児童生徒等が事故に巻き込まれたり、不審者に危害を加えられたりする事件などが発生しています。

このようなことから、各学校においては、自他の生命尊重の理念に基づいて、児童生徒等が自ら危険を予測・回避し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、学校をはじめ、地域が一体となって児童生徒等の安全を確保することが求められています。

北海道教育委員会においては、これまでも、近年の児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害の発生状況や関係法令等の改正を踏まえて、「学校安全推進資料」を改訂し、各学校における安全教育や安全管理の改善・充実に努めてきたところです。

こうした中、平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、児童生徒等が亡くなったり、学校施設等に多大な被害が生じたりし、これらを教訓として生かす学校安全の対策の充実が求められていることから、学校が様々な危機に際して、迅速かつ的確な対応をとることができるよう、地震や津波等の自然災害を中心に、より具体的な対応を記述するなど「学校安全推進資料」の見直しを図りました。

各学校においては、平成25年3月に作成・配布した「学校における危機管理の手引（改訂2版）～適切な学校運営のために～」と併せて本書が広く活用され、学校における安全教育の充実と適切な安全管理が図られるとともに、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携、協力体制が確立され、多くの人々の目で児童生徒等を見守る学校安全の取組が一層充実されることを念願しております。

平成２６年３月

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)
高　塚　信　之

目　　次

第1章　　学校安全の考え方

１　学校安全の領域とその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　学校安全計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第２章　　学校における安全教育

１　安全教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
２　発達の段階に応じた安全教育の重点目標と教育課程・・・・・・・・・・・・・・・　７
３　安全教育の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　安全教育の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
５　安全教育の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第３章　　学校における安全管理

１　学校における安全管理の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
２　学校環境の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　事件・事故災害発生時の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
４　学校生活の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
５　不審者侵入防止に関する安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
６　通学の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
７　自然災害に対する安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
８　その他の災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
９　安全管理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

第４章　　事件・事故災害時における心のケア

１　事件・事故災害時における心のケアの意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
２　事件・事故災害時におけるストレス症状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
３　健康観察のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
４　事件・事故災害時におけるストレス症状への対応・・・・・・・・・・・・・・・６２
５　事件・事故災害時における心のケアの組織的な対応・・・・・・・・・・・・・・６４

第５章　　安全教育と安全管理における組織活動

１　校内の協力体制と研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
２　家庭、ＰＴＡとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
３　地域社会や地域関係機関・団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７

参考資料

◇　学校保健安全法（抄）、学校保健安全法施行規則（抄）・・・・・・・・・・・・・６９
◇　学校安全計画全体計画例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
◇　「学校安全計画例」（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（知的障害）高等部）・・　７２
◇　学級活動等における安全指導の目標・内容例（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校）・・　８２
◇　幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）・・・・・　９２
◇　特別警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
◇　緊急地震速報利用の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
◇　原子力防災のしおり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

第1章
学校安全の考え方

第 1 章　学校安全の考え方

1　学校安全の領域とその内容

（1）学校安全の定義

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されています。

また、安全教育は「安全学習」と「安全指導」、安全管理は「対人管理」と「対物管理」から構成されています。

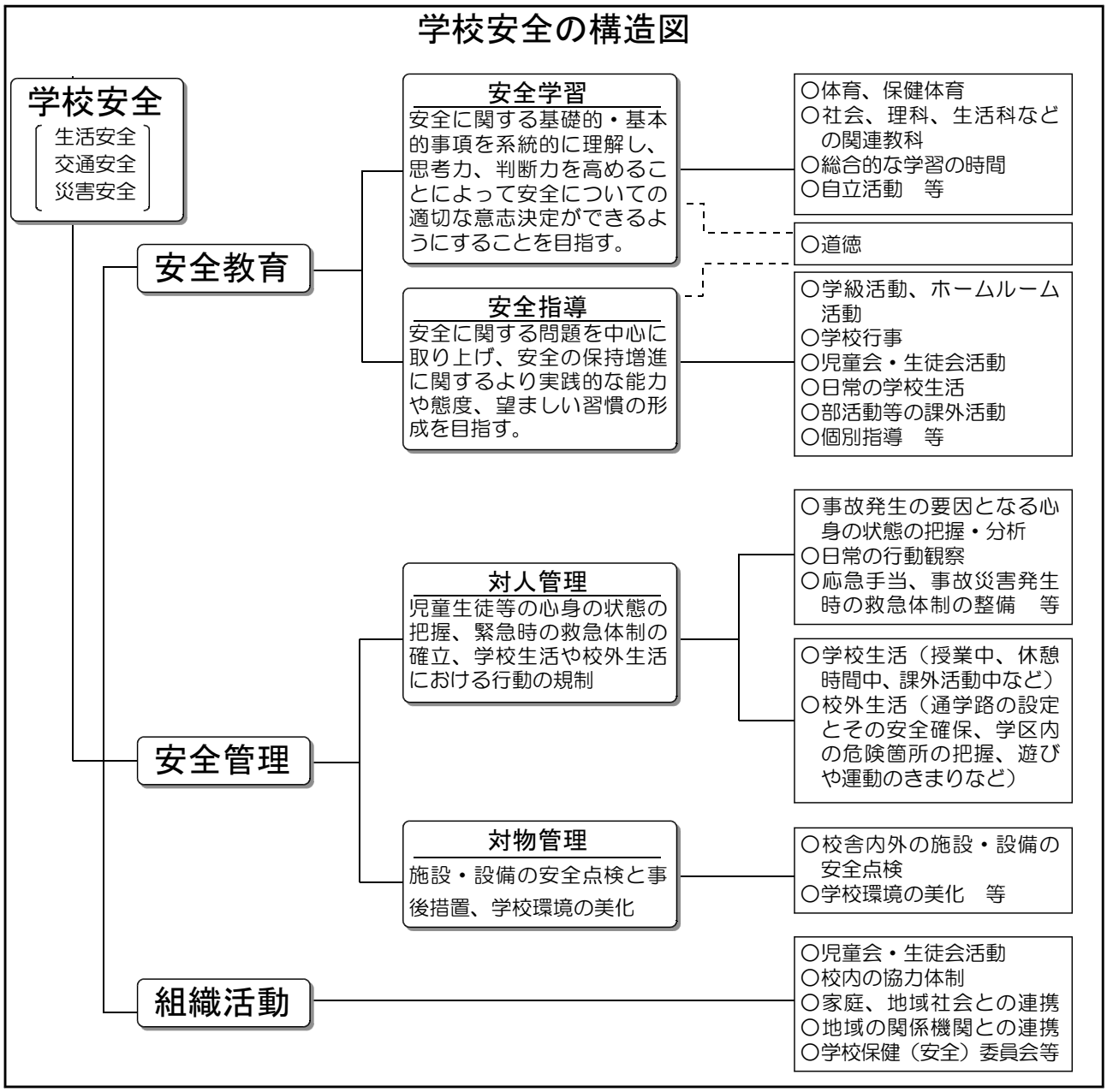

⑵ 学校安全の領域

学校安全は、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つの領域で構成されています。

学校安全の領域

生活安全

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにします。

交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにします。

災害安全（防災）

地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにします。

⑶ 学校安全の主な内容

生活安全に関する内容

○　学校（園）生活における危険の理解と安全確保
- 各教科、総合的な学習の時間などの学習時間
- 児童（生徒）会活動やクラブ活動等
- 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事
- 遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事
- 始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等
- 登下校（園）や家庭生活等
- 野外活動等

○　事故発生時の通報と応急手当

○　誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止

○　携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性

○　施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり

交通安全に関する内容

○　道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
○　踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
○　交通機関の利用時の安全な行動
○　自転車の点検・整備と正しい乗り方
○　二輪車の特性の理解と安全な利用
○　自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
○　交通法規の正しい理解と遵守
○　運転者の義務と責任についての理解
○　幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
○　安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

災害安全に関する内容

○　災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 火災
- 地震や津波
- 火山活動
- 風水害、雪害、落雷等の気象災害

○　放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
○　避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
○　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
○　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
○　災害時における心のケア

なお、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うこととなりますが、事件・事故災害を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて関連領域と連携することが必要です。

2　学校安全計画の作成

⑴ 学校安全計画の法的根拠と考え方

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校においては、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要です。

【学校保健安全法】

第３章　学校安全

（学校安全計画の策定等）

第27条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが大切です。

⑵ 学校安全計画の主な記載内容

■　安全教育に関する事項

○　学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

○　学年別・月別の安全指導の指導事項

- 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- 課外における指導事項
- 個別指導に関する事項

○　その他必要な事項

■　安全管理に関する事項

生活安全

○　施設・設備、器具・用具等の安全点検

○　各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

○　生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査

○　校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項

○　その他必要な事項

交通安全

○　通学路の設定と安全点検

○　通学に関する安全のきまり・約束等の設定

○　自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定

○　交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

○　その他必要な事項

※　通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮する。

災害安全

○　防災のための組織づくり、連絡方法の設定

○　避難場所、避難経路の設定と点検・確保

○　防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

○　防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

○　その他必要な事項

※　災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げる。

■　組織活動に関する事項

○　家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

○　安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項

○　保護者対象の安全に関する啓発事項

○　家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動

○　その他必要な事項

※　校種別の学校安全計画例はＰ71～Ｐ81に掲載しています。

⑶ 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、学校安全計画の作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解を図るとともに、教職員の役割分担を明確にした体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要です。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要です。

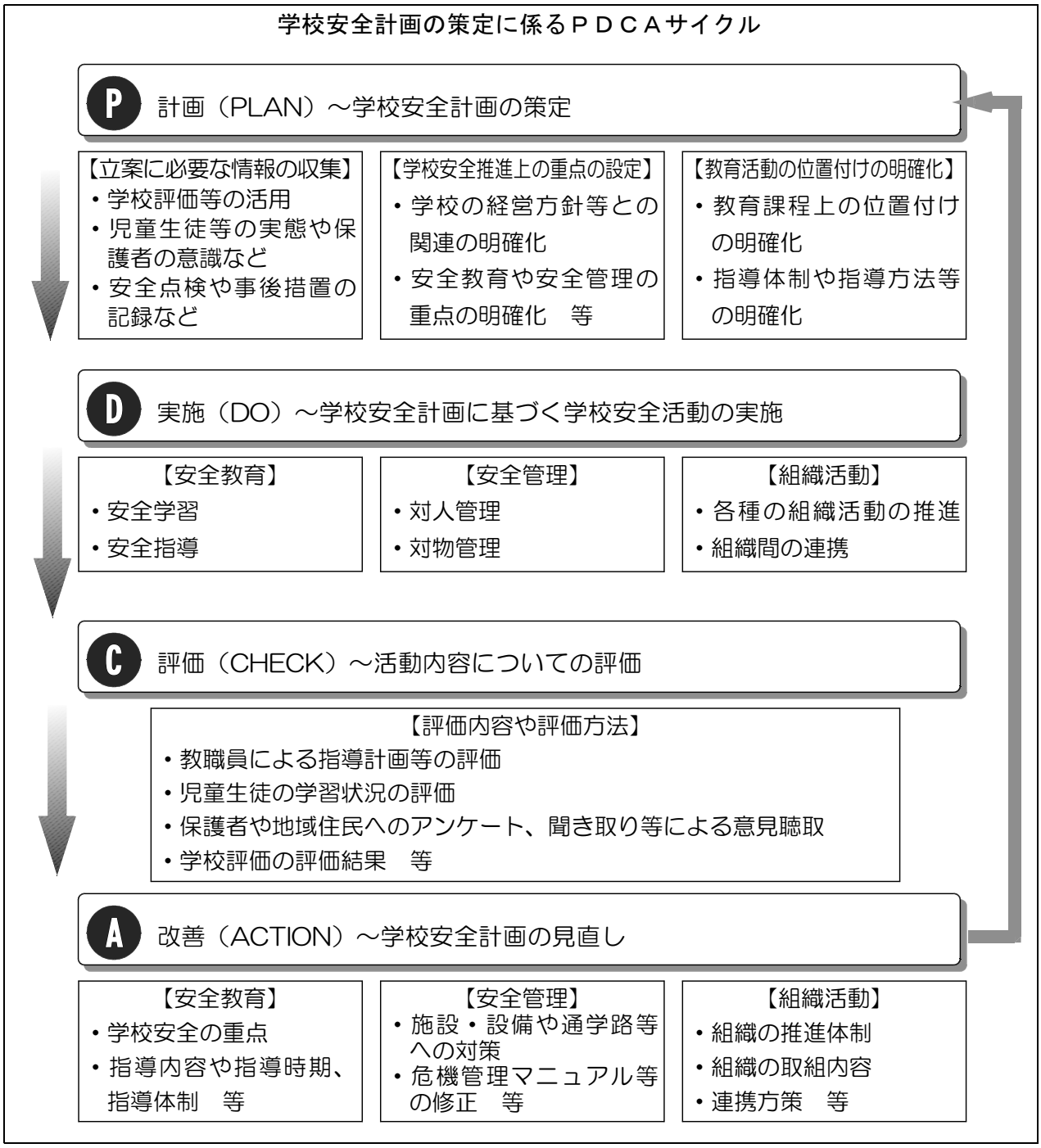

第2章
学校における安全教育

第 2 章　学校における安全教育

1　安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。

具体的な目標

◇　日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。
◇　日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができる。
◇　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。

2　発達の段階に応じた安全教育の重点目標と教育課程

幼　児

＜重点目標＞

○　日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付ける。
○　危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できる。
○　危険な状態を発見したときは、教職員や保護者など近くの大人に伝えることができる。

＜教育課程＞

幼稚園教育要領領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

ねらい

健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

内容

危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

※　指導に当たって特に留意すること

○　安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。
○　交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

小学校

＜重点目標＞

低学年

○　安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができる。

○　危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができる。

中学年

○　「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができる。

高学年

○　中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができる。

○　自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができる。

○　簡単な応急手当ができる。

＜教育課程＞

小学校学習指導要領　総則１の３

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

＜主に関連する教科等の内容＞

教科等	学年等	内　　容
体育	５ 保健領域	けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。 ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 ・けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。
	運動領域	※　各学年で安全に関する態度の内容を指導する。
社会	３及び４	地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。 ・関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。 ・関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

	５	我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。 ・国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
理科	５	地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。 ・雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。 １日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。 ・天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。
	６	土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。 ・土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。
生活	１及び２	学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。
図画工作	全学年	造形活動で使用する材料、用具の正しい使い方や手入れ、片付けの仕方などの安全指導を行う。
家庭	５・６	実習で使用する熱源や用具、機械などの取扱いや手入れ、片付けの仕方などの安全指導を行う。
道徳	全学年	生命の尊重をはじめとして、きまりの遵守、公徳心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導する。
総合的な学習の時間	５・６	安全教育等にかかわる課題を取り上げた学習活動（例：学校や地域の安全、交通安全、災害安全に関することなど）
特別活動	全学年	目標に沿った学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事

※　学級活動では以下の点に留意して指導するようにします。

○　安全な行動に関するきまり、生活の中に潜む危険の予測や、それに基づく安全な行動の仕方について理解するとともに、複雑に変化する生活環境の中で、的確な判断の下にきまりを守り安全な行動ができる資質や能力を養う。

○　歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力や態度を養う。

○　様々な災害の危険性や犯罪から身を守る対処の仕方について理解するとともに、災害発生時には的確に判断し、安全な行動ができるような資質や能力を高める。

中学校

＜重点目標＞

○　小学校までに学習した内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとることができる。
○　応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができる。
○　他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感を育成する。
○　学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できる。

＜教育課程＞

中学校学習指導要領　総則１の３

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

＜主に関連する教科等の内容＞

教科等	分野等	内　　容
保健体育	保健分野	傷害の防止について理解を深めることができるようにする。 ・交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。 ・交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 ・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 ・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また応急手当には、心肺蘇生等があること。
	体育分野	※　各学年で安全に関する態度の内容を指導する。
社会	地理的分野	自然環境 世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。 自然環境を中核とした考察 地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、そ

		れを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。
理科	第２分野	地震の伝わり方と地球内部の働き 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 自然の恵みと災害 自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。
美術	全学年	刃物類をはじめとした材料、用具の正しい使い方や手入れ、片付けの仕方などの安全指導を行う。
家庭	全学年	実習で使用する機械類、刃物類、引火性液体、電気、ガス、火気などの取扱いや手入れ、片付けの仕方などの安全指導を行う。
道徳	全学年	生命の尊重、遵法の精神や公徳心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導する。
総合的な学習の時間	全学年	安全教育等にかかわる課題を取り上げた学習活動（例：学校や地域の安全、交通安全、災害安全に関することなど）
特別活動	全学年	目標に沿った学級活動、生徒会活動、学校行事

※　学級活動では以下の点に留意して指導するようにします。

○　学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高める。

○　日ごろの備えを含む自然災害や防犯に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てるとともに、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度を育む。

○　自転車乗車中に交通事故に遭うことが多いことや、加害者になる事故も起こっていることを踏まえ、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮することの重要性を理解させる。

○　応急手当の技能を身に付けたり、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

高等学校

＜重点目標＞

○　自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。

○　心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できる。

○　安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。

＜教育課程＞

高等学校学習指導要領　総則　第１款の３

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育･健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康･安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

＜主に関連する科目等の内容＞

教科（科目）等	内　　容
保健体育 （保健）	交通安全 交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。 応急手当 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。
（体育）	※　各運動領域で安全に関する態度の内容を指導する。
地理歴史 （地理Ａ）	自然環境と防災 我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。
理科 （科学と人間生活）	身近な自然景観と自然災害 身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。
（地学基礎）	日本の自然環境 日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。
家庭	実験・実習で使用する機械類、刃物類、引火性液体、電気、ガス、火気などの取扱

	いや手入れ、片付けの仕方などの安全指導を行う。
総合的な学習の時間	安全教育等にかかわる課題を取り上げた学習活動（例：学校や地域の安全、交通安全、災害安全に関することなど）
特別活動	目標に沿ったホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

※　ホームルーム活動では以下の点に留意して指導するようにします。

○　人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって自他の生命をかけがえのないものとして尊重する精神と態度や規律ある習慣を確立して、学校内外を含めた自分の生活を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や危険を回避し的確に行動できる力を高める。
○　日ごろの備えを含め自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることや、高校生としての自覚に立って自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむ。
○　交通安全については、高校生の年齢では、自転車や自動二輪車による事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少なくないことを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める。
○　種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を自ら見直し、安全の確保や環境の整備について考えさせ、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養う。
○　自動体外式除細動器（AED）を含む心肺蘇生法など応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

特別支援学校

＜重点目標＞

○　児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができる。

＜教育課程＞

■　幼稚部

特別支援学校幼稚部教育要領　指導計画作成に当たっての留意事項　第２

安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

■　小学部・中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領　総則第１の３

学校における体育・健康に関する指導は、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）、

特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

＜主に関連する内容＞

教科等	内　　容
知的障害の特別支援学校小学部「生活」	危険防止 危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなど。 交通安全 安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなど。 避難訓練 訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難することなどを身に付け、災害時に適切な行動ができることなど。
中学部「保健体育」	自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

■　高等部

＜教育課程＞

特別支援学校高等部学習指導要領　総則　第１款の３

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

＜主に関連する内容＞

関連教科、道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して指導します。

※　特別活動（学級活動・ホームルーム活動）では、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容を踏まえ、児童生徒等が自らの障害や心身の発達の状況を理解するとともに、個々の児童生徒等が持っている力を発揮し、事故や災害から積極的に自らの身を守る態度を養えるようにします。

3　安全教育の進め方

安全教育の目標を具現するためには、指導計画を立て、意図的、計画的に安全教育を推進する必要があります。実際の指導は、主として関連教科における安全学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動と学校行事（健康安全・体育的行事）における安全指導を通して進めます。

特に、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、学校における安全に関する指導全体の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつものと位置付けることができます。

児童会・生徒会活動、クラブ活動・部活動においても、児童生徒の自発的、自治的な活動が行われる中で必要に応じて安全指導を実施していきます。

■　関連教科等における安全学習の進め方

○　体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進めていきます。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施する必要があります。

○　他の教科においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導を行ったりします。

○　総合的な学習の時間においても、安全に関する具体的な課題を取り上げて学習することが可能です。

■　学級活動・ホームルーム活動における安全学習の進め方

○　児童生徒の心身の発達の段階や安全に対する意識・行動の実態に即して、計画的、系統的に行います。

○　活動については、地域や学校における安全に関する諸問題を内容として、児童生徒の学習意欲を高め、必要感をもって臨むよう事前指導を工夫するとともに、一人一人の児童生徒に安全に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力と自主的、実践的な態度を育てるようにします。

■　学校行事（健康安全・体育的行事）における安全学習の進め方

▶交通安全指導

○　学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などと関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられます。

○　交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年又は全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導が考えられます。

○　指導に当たっては、学級（ホームルーム）活動における安全指導との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、指導の効果を一層高めることができるように配慮します。

▶防犯指導

○　登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校内外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導することなどが挙げられます。

○　児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要です。

○　学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体やPTA（保護者）の協力・参加を得ることが不可欠になります。

▶防災避難訓練

○　訓練の内容は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等を想定するなど、地域の環境や学校の立地条件、校舎の構造などについて十分考慮し、一つの災害のみに偏らないようにして実施します。

○　実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節や他の安全指導との関連などを考慮して適切に設定します。

○　訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮します。また、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにします。

○　事前指導及び事後指導を充実させ、行事のねらいが十分に達成できるようにします。

▶安全意識を高めるための行事

○　安全意識を高めるための行事としては、毎月の学校における安全指導日や、国民安全の日、防災の日、防災週間などの地域における行事との関連を図りながら行う講話、映画会、児童生徒等の安全に関する意見や調査研究物、作文、標語、ポスターなどの発表会等が考えられます。

○　交通安全指導や防災避難訓練等の導入的な指導の場として、また、学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動における安全指導の動機付けの機会として、特にこのために時間を設けて実施する場合のほか、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられます。

■　その他の学校行事における安全学習の進め方

▶体育的行事における安全指導

○　児童生徒等の技能の程度と活動内容、活動の場所や施設・設備の安全点検、ルールや集団の規律、準備や後片付けの際の安全などについて十分指導します。

○　行事の実施に際しては、行事によって発生が予想される事故や過去において起こった事故事例を基に、事前指導を行うとともに、終了後においても、事後指導として反省事項を取り上げ、児童生徒等の安全に対する実践的な態度が身に付くようにします。

○　健康観察や健康診断などの結果から児童生徒等一人一人の健康状態を的確に把握して参加させるようにします。

○　ルールを徹底させるとともに、活動の場所や施設・設備の安全点検を励行します。

○　キャンプや登山など野外活動を実施する場合は、天候の変化や児童生徒等の健康状態に注意するとともに、必要に応じて専門家等の指導を受けるようにします。

○　行事の準備や後片付けの際に発生する事故もあるので、あくまでも行事の一環として適切な指導を計画的に行います。

▶遠足（旅行）・集団宿泊的行事における安全指導

○　行事の内容によって予想される事故、過去の事故や自然災害の事例などを視聴覚教材などを活用して、学級（ホームルーム）活動の安全指導としての事前指導を行い、児童生徒等が自ら立てる活動の計画の中に、安全に関する事柄が具体的に取り上げられるように指導します。

○　目的地やコース全般の安全については、実地踏査などにより事前に検討するとともに、現地における直前の点検も行うようにし、児童生徒等の安全の確保が徹底できるようにします。

○　健康診断などの結果から、児童生徒等の健康状態を的確に把握し、行事に参加させるようにします。

▶勤労生産・奉仕的行事における安全指導

○　刃物類などを使用する校内緑化活動や校外における山林での作業の場合は、刃物類の取扱いや危険な行為などについて十分指導します。

○　大掃除や作業の事故の多くは、児童生徒等の解放感や不慣れなどが誘因となるので、活動の手順や方法（禁止事項含む）についてよく理解させ、協力し合って、積極的かつ能率よく活動ができるように指導します。

○　介護、育児等の奉仕活動においては、高齢者、幼児、障がいのある人などの相手の安全を確保することについて学習できるよう指導します。

■　児童（生徒）会活動における安全学習の進め方

○　「生活安全」「交通安全」「災害安全」の問題に関して、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、さらに、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていきます。

○　中学校や高等学校では、地域のボランティア活動へ参加することによって、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることも望ましいことです。

■　クラブ活動・部活動における安全学習の進め方

○　異なった年齢の集団による活動であり、安全に関する態度や知識等に差があることなどに配慮して、自発的、自治的に活動する過程で、安全に対する資質や能力を身に付けるよう指導します。

○　活動内容が高度すぎたり、活動の量が児童生徒の過重な負担になったりすることのないよう配慮し、それぞれの特性に応じて安全指導を行います。

■　日常の学校生活における安全学習の進め方

▶「朝の会」や「帰りの会」等における安全指導

○　児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示、表現の仕方を工夫します。

○　１単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫します。

○　学校行事等における指導内容との関連に配慮します。

○　児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫します。

▶「休み時間」等における安全指導

○　児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指示します。

○　児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせるようにします。

▶安全に関する個別の配慮

○　障がいのある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用します。

○　個々の児童生徒等の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行います。

4　安全教育の評価

⑴ 安全教育の評価の意義

児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生の防止につながることから、安全教育の評価においては、事故の発生件数だけではなく、多様な側面から評価を行うことが重要です。特に、事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することが、安全教育の評価の基礎といえます。

また、安全教育の指導が適切に実施されたか、内容や方法は適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなど、安全教育の指導計画について評価することも重要です。評価の結果、改善が必要な場合には、計画を見直し、実施後、さらに評価・検証を行うなど、PDCAサイクルを活用して安全教育を充実させていくことが大切です。

⑵ 安全教育の評価項目

安全教育の評価項目としては、次のような内容が考えられます。

生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、

○　日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。

○　現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。

○　日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。

○　自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

⑶ 安全教育の指導計画の評価項目

安全教育の指導計画の評価は、児童生徒や保護者からの声も把握するなど、より客観的な評価に心がけ、その結果を指導計画の改善に生かすことが大切です。評価項目としては、次のような内容が考えられます。

○　全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか。

○　日程や時間、実施回数は適切であるか。

○　安全管理との連携がとれているか。

○　児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。

○　指導の内容や方法に問題はないか。

○　指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。

○　保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

５　安全教育の実際

【事例１】　**小 学 校**　中 学 校　高等学校　特別支援学校　　**生活安全**　交通安全　災害安全

～不審者対応訓練を通じて、適切に判断して行動できる力を育成する事例～

▶　学年等：小学校全学年

▶　教科等：学級活動

▶　ねらい：校内における不審者等から身を守る方法について理解し、自ら適切に判断して行動できる。

展開の概要

○　事前指導

各学級で、以下の点について不審者に対する安全避難指導を行う。

・不審者が学校内に入って来る事件が起きていること。

・対応の仕方は火事や地震と異なり一つではないので、放送や教師の指示をしっかり聞いて行動することが大切であること。

・教室内で待機を指示された場合、鍵のかかる教室は鍵をかけ、机を置くなどして入りにくくし、自分たちの周囲も机で囲うなど、避難する以外の対応があり得ること。など

○　訓練

主な学習活動	教師等の対応	訓練の様子
１　校内放送を聞き、その指示に従う。 ・不審者が校内に侵入 ・教室で待機	○教職員は役割分担に基づいて対応 ・不審者との応対、誘導（複数） ・校内放送による指示 ・通報	 ＜バリケードづくり＞
２　教室内で机やいすなどを入口に積み上げ、バリケードをつくって、万が一に備え、安全確保する。	○不審者が暴れ出した際の対応 ・担任は、各学級で児童の安全確保 ・さすまたによる防御の準備（複数） ・負傷者が出た際の救急対応準備	
３　再度、校内放送を聞き、その指示に従う。 ・警察が不審者を確保 ・全校児童は体育館へ移動 ・点呼等による確認	○不審者の確保 ・駆けつけた警察官が不審者を確保 ・体育館で全校児童の掌握（点呼、負傷者の有無の確認等）	 ＜不審者との対応＞

○　事後指導

＜体育館で＞

・警察署職員による指導

・校長より講評

＜各学級で＞＊は評価（知識・理解）

・バリケード作りや避難の様子を振り返り、反省

・今後に備えて、身に付けておくべき心構えや行動等についての確認

＊校内における不審者等から身を守る方法を具体的に書き出している。

【事例２】 小 学 校 **中 学 校** 高等学校 特別支援学校　　**生活安全** 交通安全 災害安全

～校舎内外の危険な場所を発見し、安全に生活する態度等を育成する事例～

- ▶ 学年等：中学校第１学年
- ▶ 教科等：学級活動
- ▶ ねらい：校舎内外での危険な場所を発見することにより、様々な危険が潜んでいることが分かり、安全に生活するための具体的な目標をもつことができる。

展開の概要

主な学習活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　学級のけがに関するアンケート結果から本時の課題を確認する。 学校安全マップを作ってけがのない安全な生活をしよう。	○本時の学習内容に興味・関心がもてるよう、アンケート結果について、クイズ形式で問答する。 ○どこでけがをした生徒が多いかなどに気付けるよう、アンケート結果はポイントを絞って板書する。	◇アンケート結果を実物投影機で提示
２　危険な場所を見つける方法を確認する。 ・「危険検索カード」の地図の見方や記入の仕方 ・検索方法の工夫　など	○ポイントを絞って板書した事項を参考に検索するよう助言する。 ・人の行動に起因する事故はどこが多いか。 ・環境に起因する事故はどこが多いか。　など	◇「危険検索カード」の配付
３　グループごとに校舎内外の危険な場所を探す。 ・グラウンド ・中庭や裏庭 ・体育館　など	○危険な場所を記入する際は、危険な理由も書くよう助言する。 ○探す視野が広がるよう、養護教諭など、他の教員に聞き取る活動も認める。	◇複数の教員による巡回
４　発見した場所を地図にまとめ、グループごとに発表する。	○危険な場所については、なぜその場所が危険なのか説明できるよう助言する。	◇各グループの「危険検索カード」を実物投影機で提示
５　まとめを確認する。 ・人の行動の特性 ・施設・設備の特性　　など	○自分なりの「目標」を考えることができるよう、気をつけるポイントを示しながらまとめる。	◇養護教諭による解説
６　これから自分が気を付けることを「実践カード」に書き、学習したことを日常生活に生かすことを考える。 ・用具等の点検・確認を忘れないようにする。 ・けがをしない落ち着いた行動を心がける必要がある。	※評価 校舎内外で安全に生活するための具体的な目標を書いている。 ＜思考・判断＞ ○自分なりに考えているよさを認め、実践への意欲化を図る。	◇「実践カード」の配布 ◇「実践カード」は回収後、個人に返却し、実践状況をチェックするよう促す。

【事例３】 小学校 | 中学校 | **高等学校** | 特別支援学校　　**生活安全** | 交通安全 | 災害安全

～実習を通じて、不審者への対応能力を育成する事例～

- ▶ 学年等：高等学校第２学年
- ▶ 教科等：ホームルーム活動
- ▶ ねらい：危険を予測し、起こりうる犯罪から身を守る方法等を考えるとともに、犯罪に直面した場面を想定し、危険を回避する能力を身に付ける。

展開の概要

主な活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　声かけ事案や不審者被害の発生状況等について確認する。 ２　身の回りで予想される犯罪被害について考え発表し、課題の意識化を図る。 危険な場所に直面したとき、身を守るためにはどうしたらよいのか考えよう。	○危険を予想させながら資料をもとに説明する。 ○具体的に想起できるよう、自治体が作成している防犯マップを提示する。 ○課題の提示に合わせて、講師を紹介するとともに、真剣な態度で学習に臨むよう助言する。	◇北海道警察等の統計資料の活用 ◇「防犯マップ」の配付 ◇体育館に移動
３　講師のシミュレーションを見て危険なところを考える。 ⑴ 見知らぬ人に声をかけられた。 ⑵ 校内で不審者を見つけた。	○一人一人が学習にしっかり参加できるよう個人→グループの流れで話し合いを行う。 ○考察を深められるよう、⑴、⑵を考える班を分ける。	◇講師：警察署職員 ◇ワークシートの配付（個人カードと班カード）
４　講師を不審者役にして、実演しながら班で考えたことを発表する。 ・見知らぬ人に声をかけられたら、振り向かずに逃げる。 ・校内で不審者を見かけたら、複数で距離を置きながら対応する。等	○班で話し合った対策と講師の助言内容を生かしながら、危険回避の行動の仕方について確認する。 ○わかったことをその都度ワークシートにまとめるよう促す。	◇講師：警察署職員 ◇教師も実演に協力 ◇さすまた等の準備
５　護身術を身に付ける。 ・手首をつかまれそうになったとき（片手や両手での離脱） ・腕をつかまれそうになったとき（前や横、後ろからの離脱）等	○手首や腕などをつかまれそうになったときの対処の仕方を中心に実技を行う。 ○あくまでも最終的な手段であることを強調する。	◇講師：警察署職員
６　本時の学習をもとに、これから自分の身を守るためにしていくことをまとめる。	※評価 「こんな時はこうする」など、具体的な場面を想定して、身を守る方法を書いている。 ＜思考・判断＞	◇スクールガードや保護者の参加も可能とする公開授業として実施

【事例４】 **小 学 校** 中 学 校 高等学校 特別支援学校　　生活安全 **交通安全** 災害安全

～全校体制で取り組む交通安全教育の事例～

▶ 学年等：小学校全学年

▶ 教科等：学校行事（各1単位時間）

▶ ねらい：交通安全集会と街頭での啓発活動を通して、児童の交通安全に対する意識を高め、自らの安全を守ろうとする意欲を高める。

展開の概要

１　交通安全集会の取組

○　事前指導

・小学生の交通事故の現状や原因について学習するとともに、日常生活において交通事故に遭いそうになった経験を出し合い、事故防止に対する関心・意欲を高める。

○　本時

・講話やその後の交通安全宣言などを通じて、交通事故防止のために、自ら進んで危険を予測し、回避する必要があることについて自覚を深める。

○　事後指導

・各学級において、今後、交通安全宣言を踏まえて、自分が気を付けることを考え、実践への意欲を高める。

■講師の講話

集会では、交通事故で娘さんを亡くされた母親を講師として招き「命の大切さを訴える講話」を実施した。

■交通安全宣言

児童が住んでいる地域ごとのグループで標語を作成し、代表児童が集会で安全宣言として発表した。

＜交通安全集会で安全宣言を行う児童の様子＞

２　街頭での啓発活動「交通安全　千人の旗の波作戦」の取組

地域で開催している「交通安全祈願祭」に合わせて、学校前の幹線沿いで、全校児童による「千人の旗の波作戦」を実施し、通行する車や歩行者に交通安全を呼びかける。

■千人の旗の波作戦

全校児童が幹線沿いに、通行する自動車や歩行者に、自作の旗を振りながら交通安全を呼びかけた。1,000名近い児童が全長約400mにわたり旗を振る様子がドライバーへの強いメッセージとなり、安全運転を心がける様子が見られた。

＜全校児童による「千人の旗の波作戦」＞

【事例５】 小 学 校 **中 学 校** 高等学校 特別支援学校　　生活安全 **交通安全** 災害安全

～視聴覚教材を活用し、自転車の安全な乗り方を指導する事例～

- ▶ 学年等：中学校第2学年
- ▶ 教科等：学級活動
- ▶ ねらい：日頃の自分の行動を振り返り、交通法規についての理解を深めるとともに、自転車利用者としての責任について理解を深める。

展開の概要

主な学習活動	教師の働きかけ・評価	留意点
1　歩道での自転車走行の様子を視聴し、感想を出し合う。 自転車の安全な乗り方について考えよう。	○DVD「安全な通学を考える」（平成24年3月文部科学省）を再生し、感想をもつよう促す。 ○感想を生かしながら課題を提示する。	 ＜動画の一コマ＞ ◇ゲストティーチャーの紹介
2　日頃、自分が自転車で、どのくらいの割合で歩道と車道を走行しているか想起する。	○なぜ、そうしているのか、理由も併せて考えるよう促し、数名に発言させる。	
3　歩道を走行している際に「ヒヤリ、ハット」した体験を出し合う。 ・歩行者にぶつかりそうになった。 ・狭い歩道で自転車同士で接触しそうになった。等	○一人一人の体験が十分に出し合えるよう、ワークシートをもとにグループで話し合い、その後全体で発表し合うようにする。 ○事故が起きそうになった原因についても発言するよう促す。	◇ワークシートの配付
4　自転車が歩道を走行できる場合を確認する。 ・幼児や児童 ・70歳以上の高齢者 ・身体障がい者	○改正道路交通法について、資料に基づき、ゲストティーチャーに解説していただく。	◇ゲストティーチャーによる解説（交通安全指導員） ◇改正道路交通法についての資料を配付
5　自転車を利用する際に、運転者としての責任について考え、発表する。 ・自転車は「車両」であることを忘れてはいけない。 ・歩行者の安全も考える必要がある。等	○道路交通法を踏まえるとともに、加害者にもなり得ることを念頭に置き、運転者としての責任を考えるよう助言する。	
6　本時の学習を振り返りながら、これから自分が気を付けることをワークシートに書き、発表する。	※評価 自転車利用者としての責任について触れながら気を付けることを具体的に書いている。 ＜思考・判断＞	

【事例６】 小学校 | 中学校 | 高等学校 | **特別支援学校**　　生活安全 | **交通安全** | 災害安全

～関連団体と連携した交通安全教室の事例～

- ▶ 学年等：特別支援学校高等部全学年
- ▶ 教科等：学校行事
- ▶ ねらい：事故の具体的な事例を取り上げた交通安全教室を通して、生徒が交通事故への「危険の予測」「危険の回避」「危険への対応」について理解を深め、特に、交通社会の一員として自転車乗車の際の「義務」と「責任」についての自覚を促す。

展開の概要

■　事前指導

主な活動	教師の働きかけ	留意点
1　高校生の自転車事故の発生状況や事故の原因について確認する。	○生徒の交通事故の状況等について資料をもとに説明する。	◇北海道警察等の統計資料の活用
2　日常生活での「ヒヤリ」、「ハット」した体験を発表し、課題の意識化を図る。	○道路交通法や自転車安全利用五則などにも触れながら危険なポイントをまとめる。	◇「自転車安全利用五則」の配付

■　本時

主な活動	教師の働きかけ	留意点
1　開会式（校長、生徒会長、トラック協会講師） 2　トラック協会による実演指導 ・ダミー人形による衝突事故 ・トラックの内輪差による巻き込み事故 ・トラック運転手の死角体験	○事故の原因に気付くことができるよう、校長が事前に実演を見るポイントを説明しておく。 ○また、安全に活動することができるよう、活動のねらいや実演を見る場所についても説明する。	◇本校駐車場 ◇講師：トラック協会

＜ダミー人形による衝突＞

＜内輪差による巻き込み＞

＜死角体験＞

3　まとめの講話	○本校周辺の交通事情など具体例を挙げながら説明していただく。	◇講師：警察署職員

■　事後指導

主な活動	教師の働きかけ・評価	留意点
1　実演指導や講話で分かったことを交流する。 2　本時の学習を振り返りながら、これから自分が気を付けることをワークシートに書く。	※評価 交通安全で気を付けることを具体的に書き出している。＜知識・理解＞ ○自分の生活体験を想起しながら自分なりの目標を考えるよう促す。	◇実演指導の写真等の掲示 ◇ワークシートの配付

【事例７】 **小 学 校** 中 学 校 高等学校 特別支援学校　　生活安全 交通安全 **災害安全**

～地震が起きたときの危機対応能力を高める事例～

▶ 学年等：小学校高学年

▶ 教科等：学級活動

▶ ねらい：地震が起きたときの家の周囲の危険を予測し、それを避けるためにはどのような行動を取ればよいかを話し合うことを通して、災害時に自分として気を付けることを決められるようにする。

展開の概要

主な学習活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　東日本大震災のビデオを見て、「大地震が来たら、町がどうなるか」を話し合い、本時のねらいを確認する。 大きな地震が起きたら、どんなことに気を付けたらよいか考えよう。	○自分たちが住む町の被害を想像できるよう、「学んDE防災」を活用する。	◇「学んDE防災」（地震編）の配付
２　自分の家の周辺は、大きな地震が起きたらどんな危険があるかを考え、話し合う。 ・住宅地は塀や壁、ガラス窓が落ちてくる。 ・商店街は自動販売機や電柱、看板などが倒れてくる。　等	○場面を思い起こしやすくするために、「通学路安全マップ」を掲示する。 ○考える視点を焦点化するために「住宅地」「商店街」「公園や空き地」「山や川」などの視点を示す。 ○キーワードを板書する。	◇「通学路安全マップ」の配付 ＜通学路安全マップによる危険箇所の確認＞
３　家から避難するときの避難の仕方や持ち物などについて考え、話し合う。 ・どこに避難するか。 ・何を持って避難するか。	○考えたことを「学んDE防災」に書き込むようにする。 ○予想した危険に対処できるかも考えるよう促す。 ○同じ地区に住む児童同士で話し合えるようグループを編成する。	
４　講師の説明を聞く。 ・地震が起きたら、落ちてこない、倒れてこない、物が移動してこない場所に身を寄せる。 ・川沿いの低いところにいる時は、浸水を予想し、なるべく高いところに逃げる。等	○外部講師を招聘し、専門的な指導をしていただく。	 ＜気象台職員による指導＞
５　学習してわかったことを踏まえ、地震が起こったときの身の守り方をワークシートに書く。	※評価 地震が起こったときの身の守り方を具体的に書き出している。 ＜知識・理解＞	◇ワークシートの配付

【事例８】 小 学 校 **中 学 校** 高等学校 特別支援学校　　生活安全 交通安全 **災害安全**

～暴風雪等の災害が起きたときの危機対応能力を高める事例～

▶ 学年等：中学校第１学年

▶ 教科等：学級活動

▶ ねらい：冬期間における災害の特性等について理解を深め、災害時に自分の命を守るための方法を身に付けることができるようにする。

展開の概要

主な学習活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　本時の課題を確認する。 冬期間の災害について理解し、災害発生時に自分の命を守ることができるようになろう。	○「釜石の奇跡」を視聴し、課題に対する意欲化を図る。	◇NHK防災教育コンテンツ「防災IT教室」を利用 <前田先生からのメッセージ>
２　災害時に命を守ることの大切さを理解する。 ・「前田先生からのメッセージ」を視聴する。	○冬期間において、津波だけでなく、火災や暴風雪等の災害に直面した際に命を守る必要があることを強調する。	
３　電気や水のない避難所で明かりを確保するための方法について理解する。 ・コンテンツ「明かりをつくる」「外での明かり」を視聴する。 ・視聴しながら、実際に灯明を作成する。	○灯明の芯（こより）が倒れないような工夫について考えるよう促す。 ○火気の扱い方など、事故防止に注意するよう安全指導を行う。	◇ろうそく、空き缶（グループ数分）の用意 <「明かりをつくる」のコンテンツ>
４　電気や水のない中で、暖を取るための方法について理解する。 ・コンテンツ「寝袋作り」を視聴する。 ・新聞紙等を使った寝袋作りの作業の手順の確認と役割分担をする。 ・役割分担に従ってグループで寝袋を作る。	○実際の作業で課題となることに伝え、どのように対応するか考えるよう助言する。 ○複数の教員に補助してもらい、活動が円滑に進むよう配慮する。 ○早くできたところは、暗い場所でもう一度作るなど、条件を変えても作成できるか試すよう促す。 ※評価 役割分担に従って明かり作りや寝袋作りを行うことができる。 <思考・判断・実践>	◇ビニールシート、新聞紙（グループ数分）の用意 <「みの虫型寝袋」のコンテンツ>
５　学習のまとめを行う。 ・今日の授業の感想をワークシートに記入し、発表する。 ・教師のまとめを聞く。	○暴風雪災害の恐ろしさや留意点等について、事例を提示しながら補足説明をする。	◇新聞記事（暴風雪被害）

※NHK防災教育コンテンツ　http://www.nhk.or.jp/sapporo/bousai/it/index.html

【事例９】 小 学 校 | 中 学 校 | **高等学校** | 特別支援学校　　生活安全 | 交通安全 | **災害安全**

～地域と連携した避難訓練の事例～

▶ 学年等：高等学校全学年

▶ 教科等：学校行事

▶ ねらい：緊急地震速報が発表された場合に、自分の安全を確保する適切な避難行動をとるとともに、高校生としての支援活動を行うことができるようにする。

展開の概要

■ 事前指導

主な活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　緊急地震速報の仕組みやその際の行動の仕方について確認する。 ２　避難訓練に必要な行動の仕方について考え、整理する。 ・自分の安全の確保 ・支援者としての行動の在り方等	○緊急地震速報のしくみや心得について資料をもとに説明する。 ○近隣の小学生や地域住民との合同避難訓練であることを説明し、支援者としての立場で避難訓練に臨むよう促す。	◇気象庁の広報資料の活用 ◇自治体作成のハザードマップの提示 ◇避難所の確認

■ 本時

主な活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　緊急地震速報への対応行動をとる。 ・授業中（教室や体育館、グラウンド等それぞれの場所で活動） ・震度６弱の揺れ、津波の想定 ・あらかじめ定められた場所への避難	○校内放送で速報が発表されたことを周知する。 ○落ち着いて揺れに備えるよう指示する。	
２　津波災害による避難所として本校に小学生や近隣住民が避難し、支援活動を展開 ・避難者の誘導 ・避難所設営の補助 ・応急手当への支援　等	○事前学習を踏まえ、役割分担に従って支援活動を行うよう助言する。 ○※評価 災害時に自分にできることを考え、主体的に避難者を支援しようとしている。 ＜関心・意欲・態度＞	◇町の防災担当者も参加し、簡易的な避難所開設を行う。 <小学生を誘導しながらの避難>
３　訓練を終了し、教室に戻り、各自訓練の反省を行う。		

■ 事後指導

主な活動	教師の働きかけ・評価	留意点
１　各自で反省したことを交流し、成果や課題をまとめる。 ２　消防署職員の講評を聞き、訓練の成果等を確認する。	○課題や成果が明確になるよう、ポイントを板書する。 ○校内放送で講評を流す。	◇講師：消防署職員

第3章
学校における安全管理

第 3 章　学校における安全管理

1　学校における安全管理の進め方

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。

このため、学校においては、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要があります。

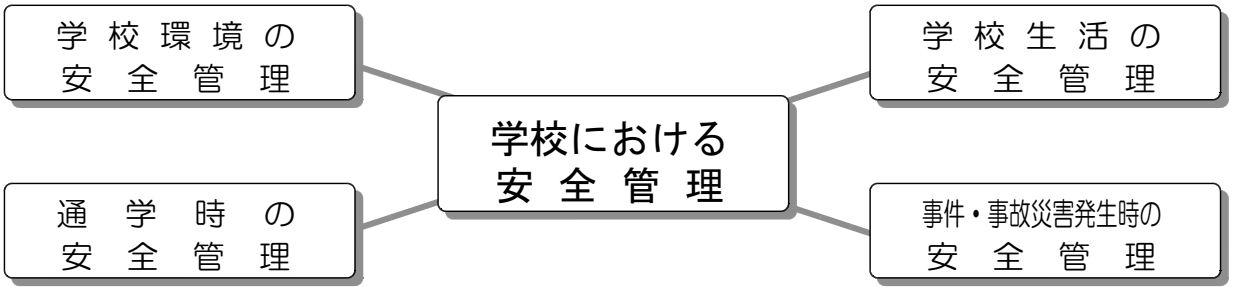

2　学校環境の安全管理

学校環境の安全管理を確実に行うためには、必要な設備等を整えたり適切な安全措置を講じるとともに、安全点検や点検結果を踏まえた改善を絶えず行うなどの安全管理を徹底していくことが重要です。安全点検に当たっては、学校保健安全法等の法令に基づき、定期的、臨時的、日常的に行う必要があります。

【学校保健安全法】

第３章　学校安全

（学校安全計画の策定等）

第27条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

第６章　安全点検等

（安全点検）

第28条　法（学校保健安全法）第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

２　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第29条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

■　安全点検の種類と対象

種　類	時期・方法等	対　象
定期の安全点検	毎学期１回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて
	毎月１回（各学校の実情に応じて実施） 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上　など
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時　など	必要に応じて点検項目を設定
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について

■　安全点検の方法

点　検	確　認　内　容
目　視	凸凹、ゆがみ、亀裂、腐食、ささくれ、摩耗、突起、破損等の確認
打　音	ハンマー等で叩き、濁音（ぐらつきや腐食等の可能性）の有無の確認
振　動	揺り動かし、接合部分等の緩み、ぐらつきなどの有無の確認
負　荷	押す、引く、ねじる等の力を加え、不具合の有無の確認
作　動	動作する部分の油ぎれ、摩耗等による作動の不具合の有無の確認
試　薬	プールの水質の検査

■　安全点検の対象と項目

▶校舎内等の安全管理

対　象	項　目
教室・保育室	□遊具の破損、整理状況 □教室内等の温度管理（熱中症予防） □二酸化炭素濃度 □床や壁などの状態（滑りやすさ、破損など） □釘やびょうなど突起物 □教室の窓枠、ガラス等の破損 □窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 □出入口の扉における危険の有無 □机、戸棚、その他の備品の配置 □机、いすの破損 □施錠、錠の故障の有無　　など

廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	□廊下の窓枠、ガラス等の破損 □フェンスの破損や劣化 □廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品や足がかりの有無 □額等掲示物の固定 □雨天時の滑りやすさ　　など
便所、水飲み場	□衛生状態 □滑りやすさ　　など
屋上、バルコニー	□フェンスの高さ、足がかりの有無 □床やフェンス、トップライト（天窓）などの破損や劣化 □出入口の施錠　　など
給食室	□施設や設備の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） □電源やガスなどの安全　　など
特別教室等	□実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管及び管理方法 □保健室の薬品の貯蔵と管理 □電源やガスなどの安全装置の作動性 □危険標識等の整備 □刃物類の管理 □出入口の施錠 □災害用備蓄物の管理 □パソコン利用にかかわる情報の整理　　など
体育館（遊戯室）	□床板や壁面（ステージを含む）の破損 □電源等の安全 □体育施設や体育用具の破損や劣化 □机、テーブル、いすなどの備品の破損 □大型遊具、楽器等の整理状況 □ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態等） □取付け口や固定口の破損や劣化　　など
校舎（園舎）等の外壁	□校舎（園舎）等の外壁の亀裂や剥落の危険性 □表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 □雨どいの破損　　など

▶校舎外等の安全管理

対　　象	項　　目
校地、園地、運動等	□砂場における危険物の有無 □校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理　　など
遊具、体育等の固定施設、移動施設	□遊具、固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化　など □移動施設：サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響　　など

運動用具等の倉庫	□倉庫や用具室の整理・整とん □倉庫の施錠、錠の故障、かぎの保管 □石灰の保管状況や取扱い方 □用器具等の保管状況や利用法 □児童生徒等の出入りの管理　　など
プール	□浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 □浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器などの利用法 □プールへの危険物や異物などの混入 □プールの排水口の施錠 □プールサイドやプール周辺の危険性 □出入口等の施錠 □プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 □連絡用電話の接続状況　　など
足洗い場	□足洗い場における危険性の有無 □周囲における障害物の有無 □滑りやすさ □排水状態　　など
農場、飼育場	□建物の壁、板面の破損や劣化 □柵やフェンスの破損や劣化 □農機具等の整備 □飼育場や倉庫整理・整とん □出入口等の施錠　　など

■　改善措置

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じ、大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図ることが重要です。また、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。

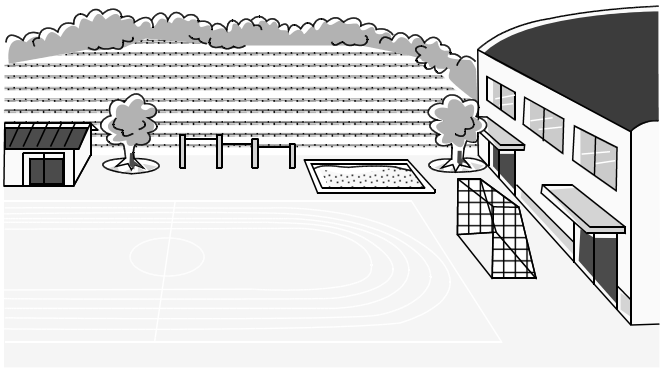

３　事件・事故災害発生時の危機管理

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならず、その中心となるのは学校が行う危機管理です。

学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危険等発生時対処要領（以下、危機管理マニュアル）の整備・周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要があります。

【学校保健安全法】

第３章　学校安全

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 危機管理マニュアルの作成

緊急時には、短時間のうちに多くの対応が求められ、一刻の遅れが児童生徒等の生命に直結する場合もあります。このため、危機に直面した時でも迅速かつ組織的に安全措置を講じることができるよう、各学校において学校安全の３領域（生活安全、交通安全、災害安全）に関する内容を盛り込んだ「危機管理マニュアル」を作成しておく必要があります。

また、学校の規模、教職員の数、児童生徒等の年齢や特性、地域の状況や自然環境など、学校によって状況は様々であるため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえ、実際に機能する学校独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、実際に機能するかどうか、警察や消防、スクールガード・リーダーなどの防犯の専門家の協力を得た訓練をもとに検証し、定期的に見直し、改善を行うことが大切です。

【学校独自の観点】

◇学校の規模（児童生徒等の数、教職員数、敷地面積等）

◇学校の状況（門扉や塀の状況、校舎・事務室・職員室等の配置・来校者の動線等）

◇児童生徒等の状況（発達の段階、登下校の方法、登下校の時間帯等）

◇地域の状況（都市、郊外、山間、商店街、工場地域、近隣学校等の有無、自然環境等）

◇地域の体制（子ども110番の家や見守り隊などの子どもを守る組織の状況等）

◇緊急関係機関との連携状況（警察や消防、病院等の関係機関までの距離等）

⑵ 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制

学校管理下において事件・事故・災害等が発生した場合に備え、あらかじめ決めておいた「救急及び緊急連絡体制（下図参照）」に沿って、管理職のリーダーシップの下、全教職員が適切な役割を分担し、一丸となって対応できる体制を整備しておく必要があります。

校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の例

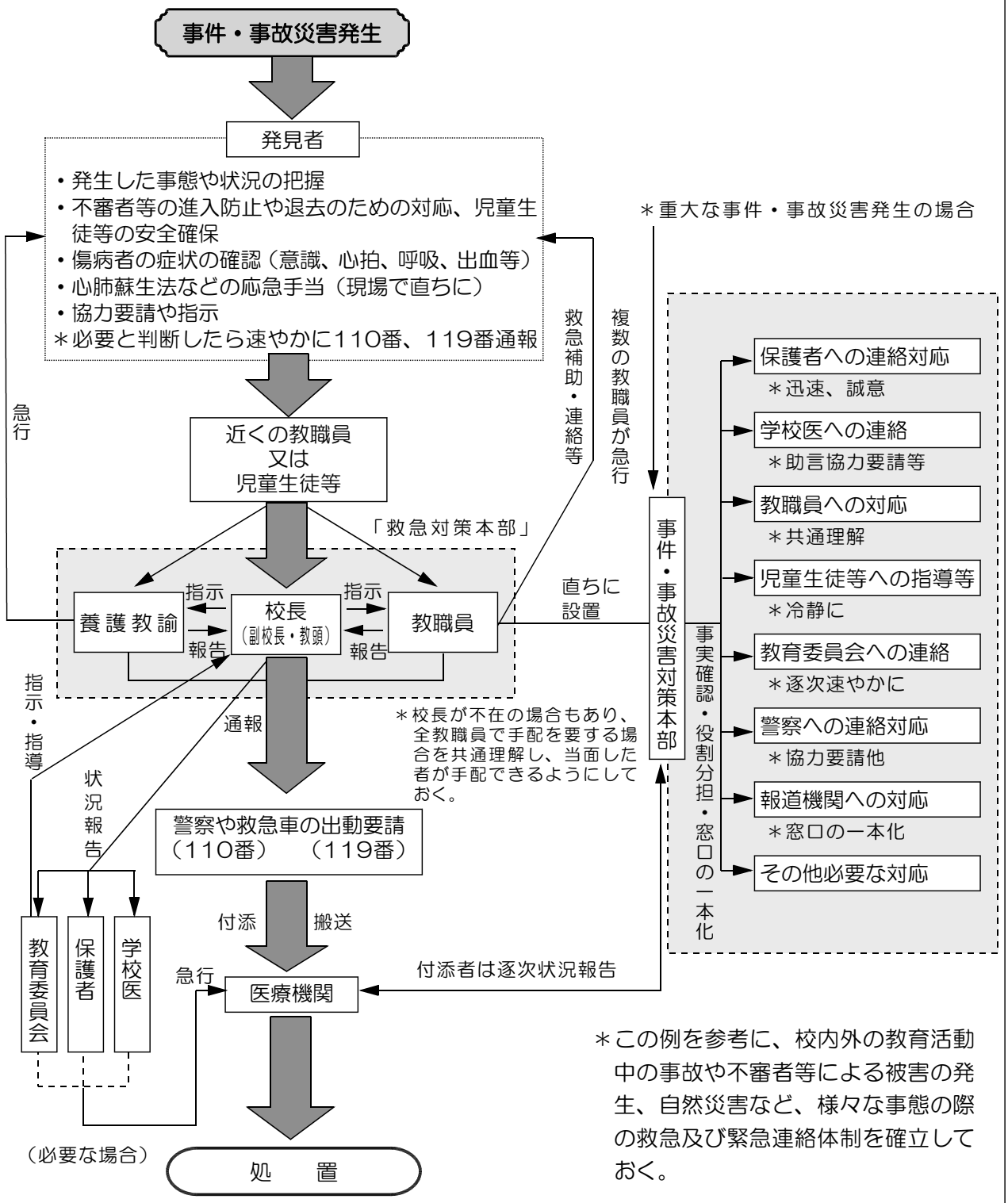

4　学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行います。

■　安全点検の対象と項目

▶各教科等の学習時間

対象	項　　目
始業前・学習前	□児童生徒等の心身の健康状態の把握 □児童生徒等の服装 □学習中に予想される危険に対する準備（予防策、発生時の対処策、児童生徒等への注意の周知）　　など
施設、用具等の使用	□施設、用具、教材・教具等の整備 □施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 □施設や用具等の扱い方における危険性　　など
個別的な配慮	□使用方法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 □当日の心身の健康状態や情緒安定に対する配慮　　など

▶休憩時間

対象	項　　目
校舎内での活動	□遊具や施設の安全な利用法 □遊び等における行動の危険性 □児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性（禁止されている物や危険物の使用）　　など
運動場・園庭、体育館等での活動全般	□飼育動物の安全な扱い方 □大気汚染物質や熱中症等の予防 □運動や遊びの種類と場所の危険性 □運動や遊びをしている児童生徒等間の危険性 □休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 □人目につきにくい場所での児童生徒等の行動 □新しく流行している遊びの危険性　　など
運動場・園庭、体育館等での固定施設、移動施設の利用	□遊具、固定施設そのものについての不備や危険 □利用の仕方の危険性（無理な利用、誤った利用） □固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性　　など
児童生徒等の行動	□児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 □粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力行為の前兆の有無 □発生時の対応策　　など

▶園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動時

対象	項　　目
一般的安全管理	□活動場所やその経路に関する事前の実地調査 □校外活動における道中での児童生徒等の行動 □参加した児童生徒等の人数の把握 □学年、体力、技術等に差がある児童生徒等がともに活動することの無理や危険性 □児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮（最低限の管理徹底、児童生徒等の自己管理の活用等）　　など
状況に応じた安全管理	□活動の場所、時刻・時間等における無理や危険性 □児童生徒等の心身の健康状態の把握 □自然環境の状態の把握（天候、気温、湿度、明るさ等：傷害防止や健康被害、熱中症の防止の観点から） □活動している児童生徒等同士の人間関係　　など

▶学校給食の時間

対象	項　　目
準備時	□検査による異物等の確認 □給食当番の服装、健康状態　　など
調理室の受け渡し時	□調理室の受け渡し場所における危険の有無 □食かん、食器の受け渡し、コンテナ移動等の際の危険の有無　　など
運搬時	□運搬の方法や経路における危険の有無　　など
配膳時	□配膳時の取扱い　　など
食事時	□異物等の誤飲　　など

▶清掃活動等作業時

対象	項　　目
児童生徒等の行動等	□遊びやふざけ等の危険な行動の有無 □道具や用具の使用法（洗剤なども含む） □活動時の服装 □薬剤等の取扱い（換気なども含む） □活動の方法や手順などにおける危険の有無　　など
場や周囲との関連	□活動している場所及びその周辺の危険性 □活動している児童生徒等同士の人間関係　　など

５　不審者侵入防止に関する安全管理

学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要があります。

対策は、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保や緊急時に備えた安全確保について、学校において取り組むべきことのほか、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきことなど、多様な観点から検討し、安全確保の徹底を図る必要があります。

(1) 学校において取り組むべき安全管理

▶日常の安全確保

対象	項　　目
教職員の共通理解と校内体制	□児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 □危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備　など
来訪者の確認	□学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 □敷地や校舎への入口等の管理 □来訪者への声かけや名札等による識別　など
不審者情報に係る関係機関等との連携	□学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携 □近接する学校等間の情報提供体制の整備　など
始業前や放課後等	□始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校内巡回　など
校外学習や学校行事	□校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 □児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 □緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立　など
安全に配慮した学校施設の開放	□開放部分と非開放部分との明確化 □不審者等への侵入防止策(施錠等)の実施 □保護者やＰＴＡ等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 □地域学校安全委員会の設置と充実　など
学校施設	□校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 □警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 □死角の原因となる立木等の障害物の有無の確認と対策の実施 □駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施　など

▶緊急時の安全確保

対象	項　　目
不審者情報がある場合の連絡体制の整備等	□警察へのパトロール等の要請など関係機関との速やかな連携 □緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 □保護者やＰＴＡ、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有　　など
不審者等の侵入など緊急時の体制	□校長、教頭又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 □警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備 □緊急時に備えた避難訓練等の実施 □警備員等を配置している学校については、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備　　など

⑵ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき安全管理

▶日常の安全確保

対象	項　　目
家庭への働きかけ	□不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達 □危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話合いなど
学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組	（ＰＴＡ、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て） □学区内の危険箇所の点検 □「声かけ運動」等の取組　　など
登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組	□登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下の巡回指導等の実施 □「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制の整備・充実　など

▶緊急時の安全確保

対象	項　　目
不審者の情報がある場合の取組体制の整備	（ＰＴＡ、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て） □各家庭への注意喚起 □授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導 □集団登下校への同伴などの取組体制の整備 □学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備　　など

各学校においては、上記の項目を参考に、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善するなど、不審者侵入に対する安全確保の徹底を図ることが大切です。

⑶ 学校への不審者侵入時の対応

▶不審者の侵入など緊急時の体制

○　学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合は、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく。

○　学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げる。

▶学校における不審者への緊急対応

学校における不審者への緊急対応としては、３つの「チェック」、５つの「対応」が考えられます。また、状況に応じて、「チェック」や「対応」が同時になされる場合もあります。

【チェック１】 ○　学校内に関係者以外の立ち入りがあった場合に不審者かどうかチェックする。	
対応１	□正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。

【チェック２】 ○　退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか、速やかに判断する。	
対応２	□凶器や不自然な持ち物の所持や暴力的な言動など、危害を加えるおそれがある場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離する。 □他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。 □危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。
対応３	□隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。 □教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。 □全校に周知して、児童生徒等への被害や被害の拡大がないよう、児童生徒等を掌握し、避難の誘導をする。 □教室等への侵入などの緊急性が低い場合や児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

【チェック３】 ○　不審者が暴力行為に及んだ場合は、児童生徒等や教職員に負傷者がいるかどうか把握する。	
対応４	□負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。 □救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。 □全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、養護教諭を中心に心のケアに着手する。 □不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。
対応５	□事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となることから、事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

学校における不審者への緊急対応のフローチャート

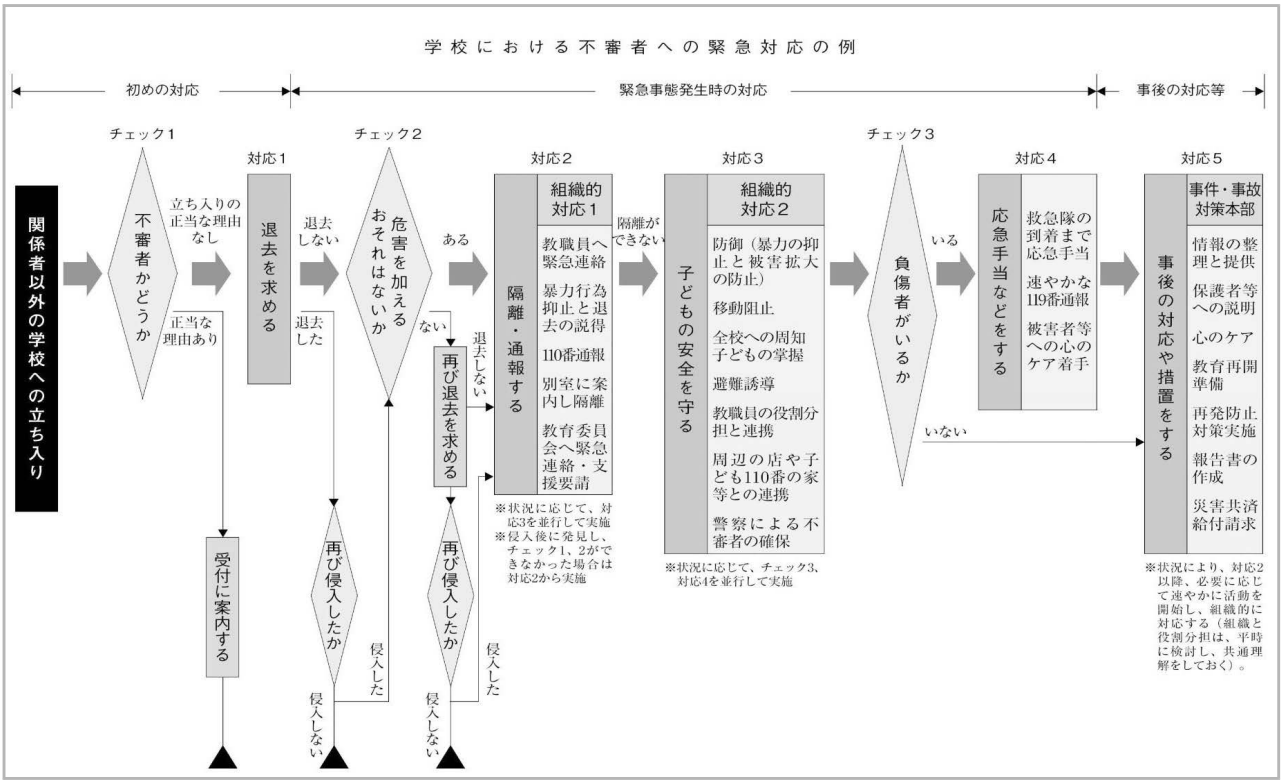

⑷ 登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応

▶登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制

○　日ごろから、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておく。

○　登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行う。

▶登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応

登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応として、２つのチェック、３つの対応が考えられます。また、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合もあります。

【チェック１】

○　学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応１	□緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。 □最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生現場付近にいる地域の人たちである。したがって、110番通報、学校への情報提供など、日ごろから地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく。 □学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。 □緊急対応が必要でない場合でも、状況を十分に把握し、必要に応じ関係機関等に通報するとともに、ボランティア等の協力を得て、防犯対策を強化する。

【チェック２】
○　緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する。

対応２	□不審者が確保されていない状況が続いており、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、児童生徒等の状況（登校中・下校中、登校前、帰宅後など）に応じて、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保する。 □警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。
対応３	□事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日ごろの対策と緊急対応を改善する。 □養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。 □あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。 □これまでの安全対策や記録等を基に問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校時の安全対策の改善・強化を図るようにする。

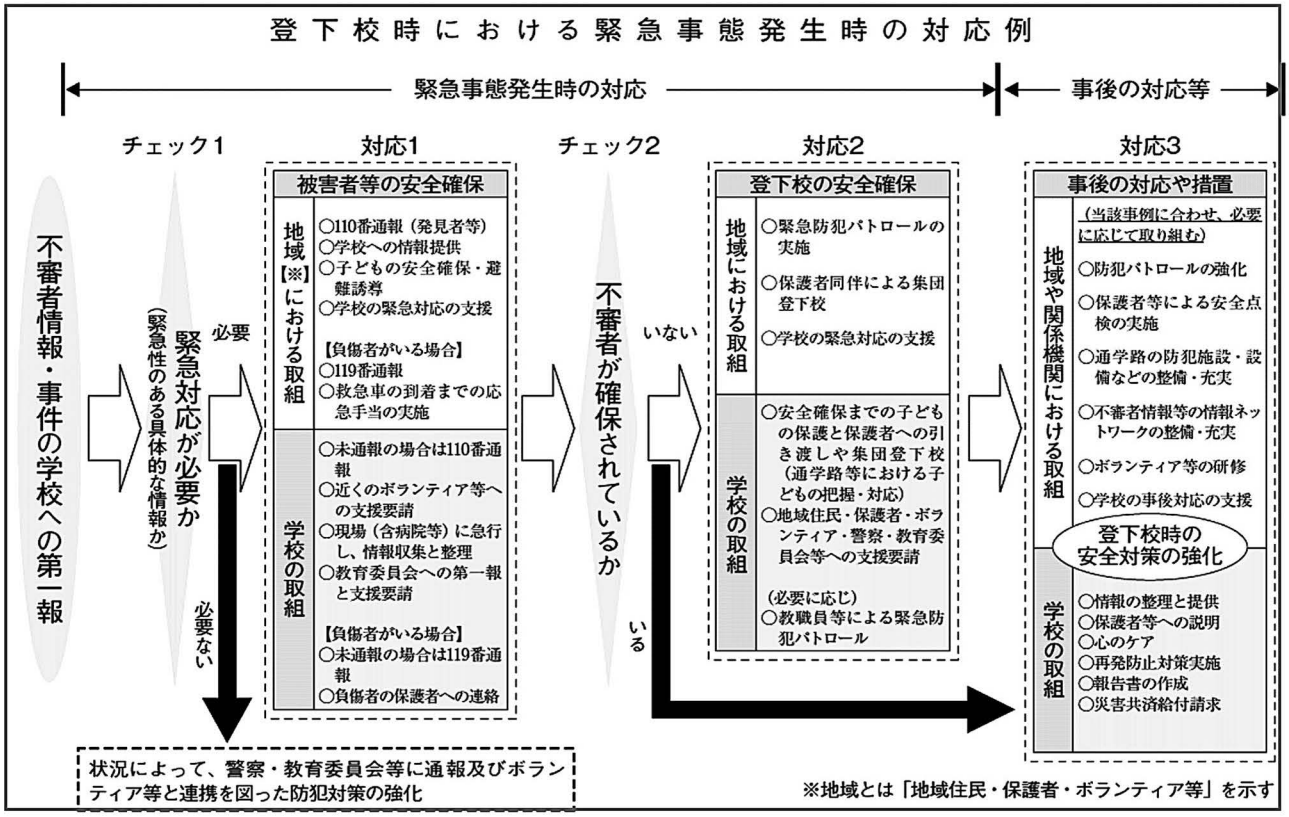

6　通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定やその安全確保、通学路の点検、通学の手段に対応した安全管理などが主な対象となります。また、通学の安全管理については、交通安全だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止や防災の観点からも対策が必要です。

(1) 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定します。

▶通学路の設定（通学路の条件）

○　できるだけ歩車道の区別がある。
○　区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒の通行を確保できる。
○　遮断機のない無人踏切を避ける。
○　見通しの悪い危険箇所がない。
○　横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官等の誘導が行われたりしている。
○　犯罪の可能性が低い。　　など

▶通学路の安全確保

○　交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策
- 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。
- 場所や状況により交通規制を要請する。
- 特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。
- 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。
- 保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。　　など

○　防犯にかかわる安全確保のための方策
- 通学路を点検し、要注意箇所があれば保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を図り、それぞれの立場に応じて対応する。
- 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒等へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- 登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
- 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。　　など

⑵ 通学路の安全点検

各地域においては、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、教育委員会、道路管理者、警察などの関係者から構成される協議会等の推進体制を構築し、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的に実施するとともに、点検結果や対策実施状況等について、インターネットや広報誌等を活用しながら、地域住民、道路利用者等へ適切に情報発信することが大切です。

▶推進体制の構築

○　地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置するなどの推進体制を構築する。

○　推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、ＰＴＡ、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制は、市町村単位で構成することが望ましい。

▶基本的方針の策定

○　合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

＊実施時期は、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。

＊実施体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

＊実施方法は、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討する。

○　合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）として繰り返し実施する。

▶合同点検の公表等

○　基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

○　合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

⑶ 重大な交通事故発生時の対応

児童生徒の交通事故発生時は、学校は、当該児童生徒の負傷の状況等の把握をはじめ、保護者や関係機関との連携を迅速かつ適切に行う必要があります。

特に、重大な交通事故等への対応については、他の児童生徒の心のケアなどの事後対応や報道対応など、多岐にわたることが予想されるため、あらかじめ対応方針等を明確にしておく必要があります。

重大な交通事故発生時の対応例

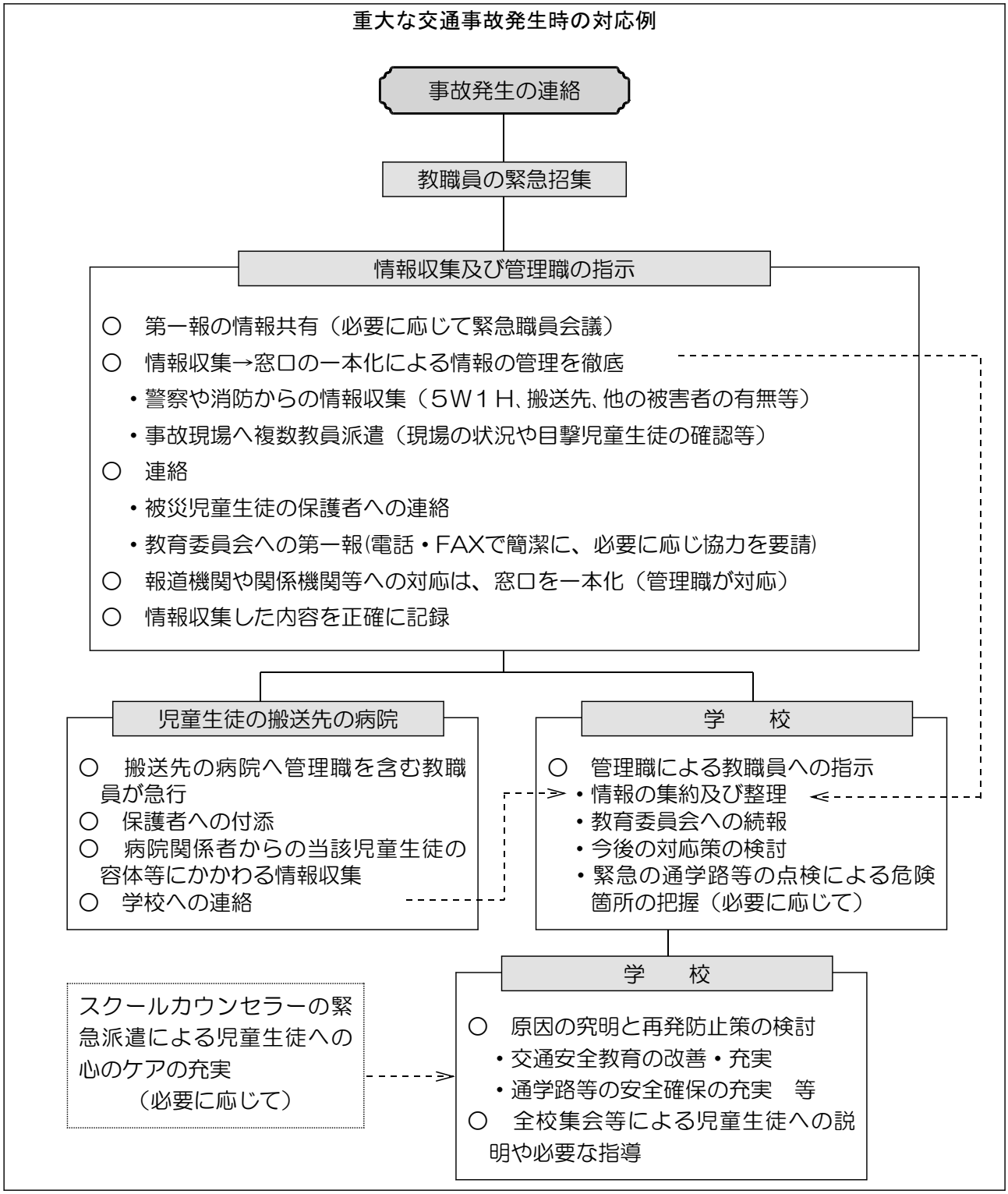

7　自然災害に対する安全管理

地震や津波、火山活動、風水害などの災害発生時においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、円滑に応急対策を行うことができるよう、各自治体が策定している地域防災計画を踏まえて、学校防災計画や危機管理マニュアル等を整備し、教職員が共通理解しておくことが重要です。また、学校が避難所となった場合を想定して、避難所運営や協力の在り方についてあらかじめ関係機関等と十分に調整を図り、共通理解を図っておくことも重要です。

(1) 学校防災計画や危機管理マニュアルの作成

地震や津波、火山活動、風水（雪）害などの災害に備え、安全指導及び安全管理について、災害を未然に防止する対策とともに、万一、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じるため、事前、発生時、事後の各段階における防災計画や危機管理マニュアルを整備しておくことが大切です。

自然災害を想定した危機管理マニュアル（学校防災マニュアル）の構成（例）

▶事前の対応

○　体制整備に関すること
- 校内の体制整備
- 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
- 二次災害を想定した準備

○　備蓄に関すること
- 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄の整備（災害発生時の安全確保に役立つ物資等、二次対応時に役立つ物資等、学校待機時に役立つ物資等）

○　点検に関すること
- 施設及び設備等の安全点検
- 非構造部材の点検（天井、照明器具、窓ガラス、外壁、収納棚等）
- 避難経路・避難場所の点検

○　避難訓練に関すること
- 初期対応の訓練（災害発生時の対応訓練）
- 二次対応の訓練（災害発生後の訓練）

○　教職員研修等に関すること
- 学校安全の中核となる教員の養成と研修計画の立案
- 地域や関係機関、団体との連携による人材等の活用計画の立案　等

▶発生時の対応

○　初期対応に関すること
- 安全な場所への移動など、命を守るための安全確保

○　二次対応に関すること
- 迅速な情報収集
- 臨機応変な判断と避難　等

▶事後の対応

○　安否確認に関すること
- 安否確認の内容や教職員の対応の仕方
- 連絡、通信手段の複線化

○　対策本部の設置に関すること
- 対策本部の業務内容や分担等の整理
- 情報収集と発信

○　引き渡しと待機に関すること
- 引き渡しの判断の明確化
- 引き渡しの手順の明確化

○　避難所協力に関すること
- 教職員の協力体制の整備

○　児童生徒の心のケアに関すること
- 体制づくりと教職員の役割の明確化
- 健康観察のポイントの設定
- 関係機関との連携体制の構築

○　学校再開に関すること
- 施設設備の確保
- 通学路の安全確保
- 応急教育計画の作成
- 教職員の確保　等

⑵ 自然災害発生時の校内体制

災害時において迅速かつ適切に対応できるよう、平素から全教職員が防災計画や危機管理マニュアルについて十分な共通理解を図るとともに、分担表を職員室等に掲示するなどして、各自の業務分担に応じて迅速に対処できるようにしておくことが大切です。

災害発生時における校内組織の例

	構成員	主な業務
本　　部	本 部 長…校長 副本部長…副校長、教頭、事務長 本 部 員…各班長	・対策本部の総括 ・応急対応の決定 ・各班の連絡・調整、指示

班	構成員	主な業務
総　務　班	班長　○○○○ 班員　○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○ ○○○○	・災害情報の収集 ・通学路等の被害状況の把握 ・教職員、その家族の安否確認 ・警察、消防機関等への通報 ・教育局等への報告

避難誘導・ 安否確認班	班長　〇〇〇〇 班員　〇〇〇〇(班長代理者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	・避難路の安全確認 ・児童生徒等、教職員の避難誘導 ・保護者との連絡、被災状況の把握 ・児童生徒等の下校、保護者への引き渡し ・引き渡しができない児童生徒等の待機場所の確保 ・登校していない児童生徒等の安否確認
消　火　・ 施設点検班	班長　〇〇〇〇 班員　〇〇〇〇(班長代理者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	・初期消火 ・施設設備の被害状況の把握 ・立ち入り禁止措置などの危険回避の対応 ・授業教室の確保 ・施設設備の復旧・仮設教室の確保
救　護　班	班長　〇〇〇〇 班員　〇〇〇〇(班長代理者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇	・負傷者の応急救護 ・負傷者の移送
搬　出　班	班長　〇〇〇〇 班員　〇〇〇〇(班長代理者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇	・重要書類等の確認・管理・搬出
避難所支援班	班長　〇〇〇〇 班員　〇〇〇〇(班長代理者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〔避難所となった場合〕 ・市町村防災担当部局との連絡調整 ・避難所開設・運営の支援・協力

⑶ 災害発生時の対応（地震災害の場合）

学校においては、発災時に学校が災害から児童生徒等の命を守るために具体的にどう対応するかについて、具体的な災害を想定し、個々の教職員や組織が取るべき対応策を手順として明らかにしておく必要があります。

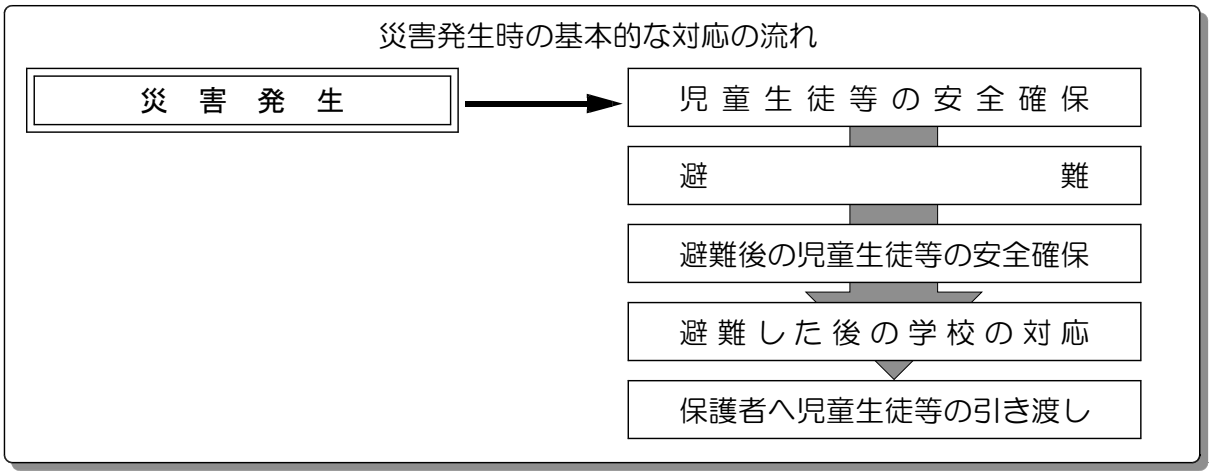

自然災害発生時（地震）の対応の例

教職員の対応

初期対応

○　児童生徒等に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示
○　身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞄、本などで頭を保護し、低い姿勢をとるように指示
○　避難口を確保するため、出入り口を開放
○　火気、電気製品、ガス栓の確認　等

二次対応（状況把握、避難指示・誘導）

○　管理職
- テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無等を把握
- 負傷者の救護や避難方法等の決定
- 必要に応じて「学校災害対策本部」の設置

○　授業担当教諭
- 児童生徒等の負傷の有無や程度の確認
- 避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）の確認
- 児童生徒等の安全確保及び避難の誘導（「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導）

○　授業を担当していない教諭
- 分担して各教室に急行し、児童生徒等の状況把握
- 避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などの確認
- 校内放送等を通じて避難の指示
- 津波の可能性がある場合は、管理職に確認し、より安全な場所への避難指示
- 逃げ遅れた者がいないかの確認

学校災害対策本部による対応

負傷者対応

○　名簿等で人員及び負傷者の有無を確認し、本部へ報告
○　不明者等の検索・搬送
○　救護場所を設置し、保健主事や養護教諭が中心となり、応急手当の実施
○　医療機関等への連絡及び協力要請

引き渡し

○　引き渡しの判断（学校待機又は保護者へ引き渡し）
○　保護者への連絡（通信機器不通時の対応）
○　事前に設定したルール等による保護者への児童生徒等の引き渡し
○　待機児童生徒等の保護

事後対応

○　避難所運営の協力
○　学校再開のための安全確保（施設設備、通学路の点検　等）
○　学校再開の諸準備（応急教育計画の作成、保護者等への周知　等）

⑷ 関係機関への通報・連絡網の整備

関係機関への通報・連絡網の例

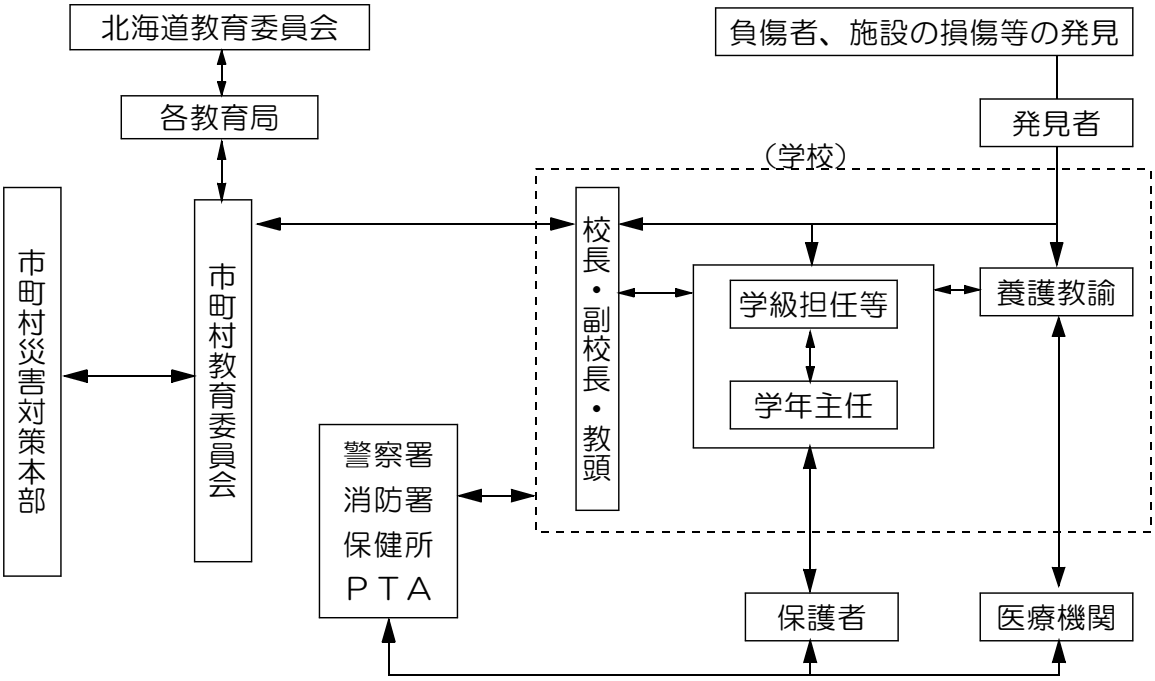

関係機関への通報の内容と連絡方法の例

機関名	通報内容	連絡方法
道・市町村教育委員会	児童生徒等の避難状況、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況の報告	電話、電子メール、無線、文書、有線放送、伝令（徒歩や自転車など）等
警　察　署	通学路の安全確保の要請、犯罪・盗難に対する警戒警備の要請	
消　防　署	救命救急の要請、火災の発生状況の通報、消火の要請、水利状況、救急方法、消火方法の連絡	
保　健　所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保　護　者	通学路の安全確保の協力要請、児童生徒等の引き渡しに係る周知、緊急連絡事項の周知	
医 療 機 関	受入要請、児童生徒等の被災状況の報告、治療状況の確認	

⑸ 様々な条件の下での対応

災害はいつ、どこで起きるかわからないことから、４９ページの「自然災害発生時（地震）の対応の例」を基本としつつ、それに加え、様々な条件のもとで具体的に児童生徒の安全を確保する方策をあらかじめ検討しておくことが重要です。

▶登下校時

○　あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
○　登下校時の避難場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
○　児童生徒等が個々の登下校時に避難する各避難場所の避難予定者リストを作成しておく。
○　児童生徒等が安全な避難ができるよう、教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。

▶学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

○　遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
○　特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく。
○　学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導する。

▶児童生徒等の在宅時

○　あらかじめ市町村の地域防災計画やハザードマップ等を利用して、自宅付近における避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
○　児童生徒等が避難する各避難場所の避難予定者リストを作成しておく。
○　自宅付近の避難場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
○　災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

⑹ 緊急時の児童生徒の保護者等への引き渡し

緊急時における児童生徒等の保護者への引き渡しについては、学校周辺の被害状況や交通機関の運行状況、道路状況、気象状況など、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、今後起こりうるであろう危険を予測して、児童生徒等を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかを適切に判断する必要があります。

また、大規模災害などの際には停電等により通信手段が遮断される可能性もあることから、学校は、あらかじめ引き渡しを行うルールを定めて、保護者に周知しておく必要もあります。

▶引き渡しのルール

引き渡しのルールの例

震度５弱以上	保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
震度４以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

▶引き渡しの手順

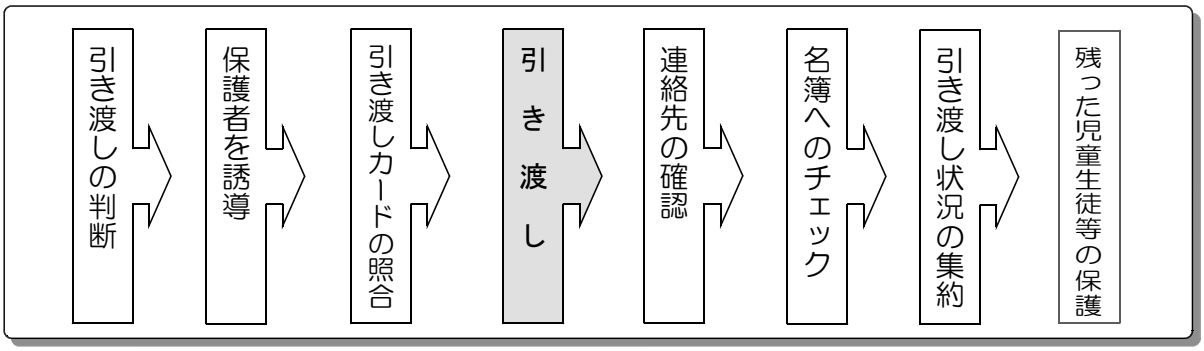

▶引き渡しに関する留意事項

＜校外で引き渡す場合の流れ＞
- 引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）
- 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
- 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

＜学校に待機させる場合の留意点＞
- 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などと連携を図る。
- 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

▶引き渡しカード

引き渡しカードの例（小学校）

（児童名） 年　組			（きょうだい） 年　組 年　組		
順位	引き取り者氏名		連絡先（電話、住所）	児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話〔　－　－　〕 携帯〔　－　－　〕 住所〔　　〕		
2					
3					
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					

⑺ 避難所協力

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要です。

▶学校施設が避難所となった場合の機能と教職員の協力内容

過　程	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	地　震　発　生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導　等
生命確保期	避難所の開設 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力　等
学校再開期	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校再開のための準備

⑻ 学校再開に向けた準備

児童生徒の安全確保・安否確認後、教職員は校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認に努めます。

また、校長は、教育委員会と十分に協議の上、地域や学校の被害等の状況に応じた応急教育計画を立て、教育活動の確保に努めます。

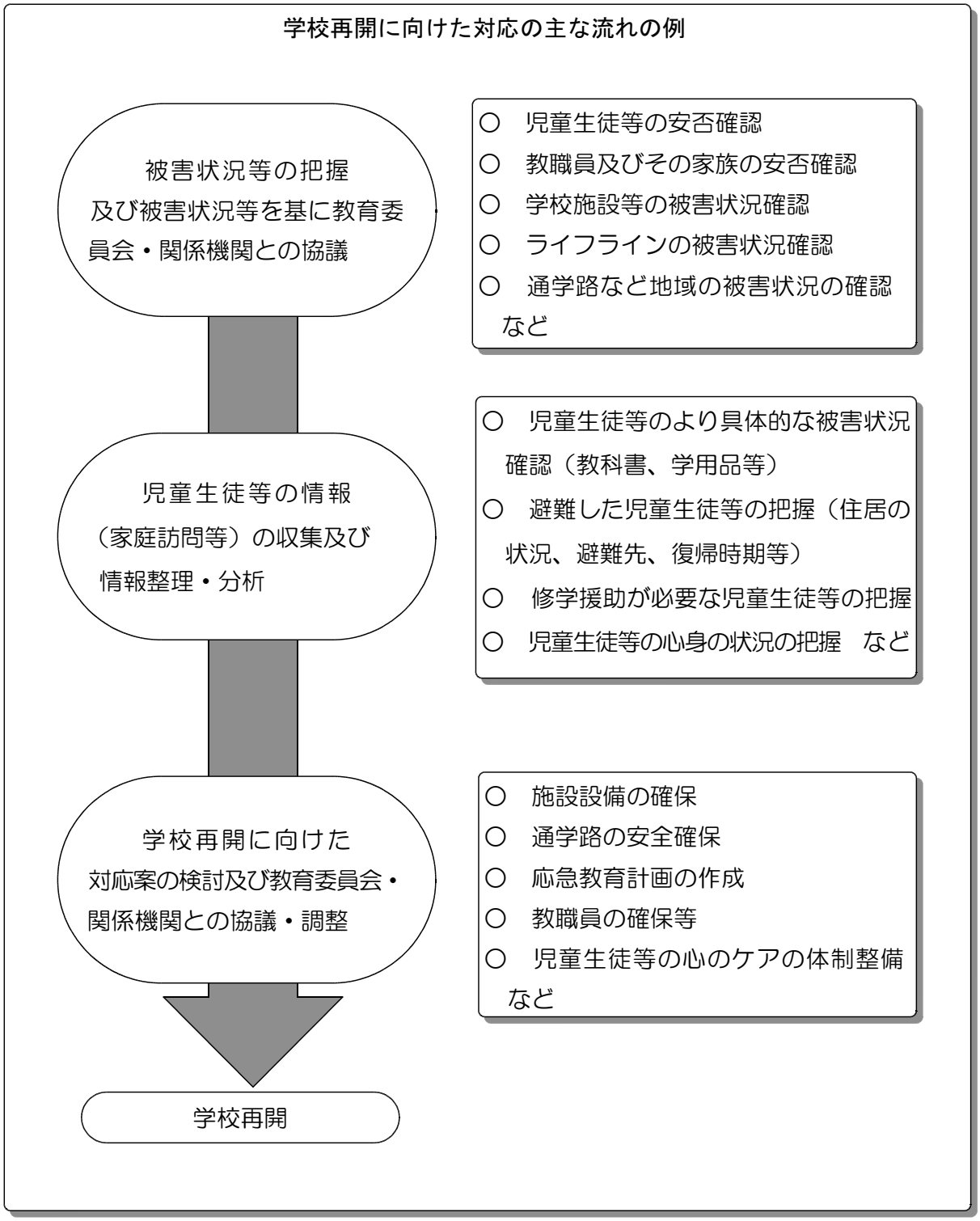

8　その他の災害

（1）台風、暴風雪（雪害）

台風、暴風雪（雪害）災害の対応の例

教職員の対応

状況把握・初期対応

○　テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告など、学校周辺の正確な情報収集
○　学校内外の安全状況を確認
○　危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、児童生徒等の安全を確保
○　状況に応じて体育館などの安全な場所に避難指示
○　冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童生徒等の通学経路の状況把握
○　必要に応じ近隣校と情報交換
○　始業前に児童生徒等の安全が確保できないことが明らかな場合は、臨時休業等の措置

下校・待機の判断

○　下校させる場合
・通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための対応方針の検討・決定
・決定した対応方針について速やかに保護者に連絡
・保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、児童生徒等を学校に待機
○　学校で待機させる場合
・児童生徒等を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合の準備
・保護者等の出迎えがあった場合は、所定の手続に従って引き渡し

事後対応

○　必要に応じて帰宅児童生徒等の安否確認
○　学校再開のための安全確保（施設設備、通学路の点検等）
○　学校が避難所となった場合は、避難所運営の協力

⑵ 原子力災害

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、市町村の災害対策本部の指示に基づき対応することが基本となります。

原子力災害発生時の対応の例

	教職員の対応
状況把握・初期対応	○　市町村からの通報や広報のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等からの事故に関する情報や関係機関への問い合わせを行うなどの情報収集 ○　校内放送により、自分の教室以外にいる児童生徒等を速やかに教室に退避 ○　児童生徒等の掌握 ○　児童生徒等の健康観察 ○　児童生徒等の下校の準備
下校又は避難	○　当該地域が屋内退避の準備の指示があった場合（下校） ・教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める ・集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための対応方針の検討・決定 ・決定した対応方針について速やかに保護者に連絡 ・保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、児童生徒等を学校に待機 ○　当該地域が避難区域となった場合（避難） ・市町村の災害対策本部と連携し、避難に必要なバスの手配を依頼 ・避難先での児童生徒等の健康観察 ・保護者への連絡
事後対応	○　必要に応じて、帰宅児童生徒等の帰宅や避難状況確認 ○　必要に応じて帰宅児童生徒等の安否確認

９　安全管理の評価

⑴ 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合があります。また、将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合などがあります。

このため、学校においては、安全管理の実態を適切に把握し、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善を図る必要があります。

⑵ 安全管理の評価の観点

▶学校環境の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
安全管理計画の評価	□学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか。 □安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。 □計画されたことが実行され、明確に記録されたか。
安全点検の評価	□点検項目は適切であったか。 □点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか。 □全教職員の共通理解の下に実施されたか。
事件・事故災害情報管理の評価	□事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか。

▶学校生活の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等の評価	□児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか。 □様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか。
教職員の評価	□教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 □児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか。
安全管理と安全指導の評価	□学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか。

▶不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備整備の評価	□施設・設備の防犯対策は十分に行われたか。 □防犯システムの点検は計画的に実施されたか。 □学校施設の開放等はＰＴＡ等の協力により必要な対策がとられているか。
不審者対応の評価	□日常の安全確保のための対策はとられていたか。 □関係諸機関との連携は十分とられていたか。

▶登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定の評価	□通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか。 □交通手段の違いによる安全確保はできているか。
通学方法の評価	□利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか。 □犯罪被害防止のための安全確保はできているか。
通学路の点検の評価	□教育委員会、学校、ＰＴＡ、警察、道路管理者等による通学路の合同点検を実施しているか。 □合同点検によって抽出した対策必要箇所について、学校として対応できる対策を講じているか。
関係諸機関との連携	□地域ぐるみで見守りの体制はできているか。

▶事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対処と研修	□危機管理マニュアルが作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか。 □全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか。
事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	□校内での救急・緊急連絡体制はできているか。 □校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか。
自然災害等発生時の安全措置の評価	□火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか。 □火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。

⑶ 安全管理の評価の方法

安全管理の評価に当たっては、評価の客観性、信頼性を高めるために、教職員に加え、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も検討するとともに、様々な観点から多面的に評価するなど、評価方法を工夫することが大切です。

▶安全管理の評価の方法

○　計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する関係者や担当者からの意見
○　計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
○　安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
○　児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
○　事件・事故災害の発生状況　　など

第4章
事件・事故災害時における心のケア

第 4 章　事件・事故災害時における心のケア

1　事件・事故災害時における心のケアの意義

児童生徒等が事件・事故災害の発生により、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れるなど、心身の健康に大きな影響を与えることがあります。こうした反応は、時間の経過とともに薄らいでいくものですが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもあります。

このため、学校は、学校保健安全法第29条などの趣旨を踏まえ、児童生徒等の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切に心のケアを行うことが必要です。

【学校保健安全法】

（地域の医療機関等との連携）

第10条　学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条の３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

2　事件・事故災害時におけるストレス症状

事件・事故災害時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なりますが、心のケアを適切に行うためには、児童生徒等に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要です。

▶児童生徒等のストレス症状の特徴

発達の段階	出現しやすい症状
幼稚園から 小学校低学年	・腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状 ・興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）など
小学校の高学年以降 （中学校、高等学校を含む）	・身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる(うつ状態)。 ・ささいなことで驚く。 ・夜間に何度も目覚めるなど、大人と同じような症状が現れやすくなる。

▶急性ストレス障害（「ASD」Acute Stress Disorder）

激しいストレスにさらされたことにより、次のような症状がストレス体験の４週間以内に現れ、２日以上かつ４週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス」と呼びます。

症　　状	出現しやすい症状
持続的な再体験症状	・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）。　など
体験を連想させるものからの回避症状	・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。 ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等）。 ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。　など
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	・よく眠れない。 ・イライラする、怒りっぽくなる。 ・落ち着かない、集中できない。 ・極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く。　など

▶外傷後ストレス障害（「PTSD」Posttraumatic Stress Disorder）

激しいストレスにさらされたことにより、事件・事故災害後にASD のような強いストレス症状が４週間以上持続した場合を「外傷後ストレス障害（PTSD）」と呼びます。

▶留意点

○　ASDでもPTSDでも、これらの症状は、事件・事故災害から半年以上も経過してから出現する場合があります。幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、ストレスの引き金となった場面（トラウマ（心的外傷））を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意が必要です。

○　PTSDにおけるトラウマとは、事件・事故災害など生命の危機や身体の保全が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されています。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがありますが、PTSDの場合には治療が必要です。

3　健康観察のポイント

児童生徒等は、自分の気持ちを自覚していないことや、言葉でうまく表現できないことが多く、心の健康問題が行動や態度の変化、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れることが多いため、きめ細かな観察が必要です。

▶子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	心の健康状態
□　食欲の異常（拒食・過食）はないか □　睡眠はとれているか □　吐き気・嘔吐が続いていないか □　下痢・便秘が続いていないか □　頭痛が持続していないか □　尿の回数が異常に増えていないか □　体がだるくないか	□　心理的退行現象（赤ちゃん返り）が現れていないか □　落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか □　イライラ、ビクビクしていないか □　攻撃的、乱暴になっていないか □　元気がなく、ぼんやりしていないか □　孤立や閉じこもりはないか □　無表情になっていないか

▶災害発生時等の健康観察

体と心の健康観察表の例

○ ○ ○ 学校　　△ 年△ 組　　氏名（　　）

観察の項目		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
1	食欲がない							
2	眠れないことがある							
3	おなかが痛いことがある							
4	吐き気がすることがある							
5	下痢をしている							
6	皮膚がかゆい							
7	目がかゆい							
8	頭が痛いことがある							
9	尿の回数が増えた							
10	食べ過ぎることがよくある							
11	何となく落ち着かない							
12	悩みや困っていることがある							
13	何となくからだがだるい							
14	イライラして攻撃的になる							
15	急にふさぎ込んでしまう							
16	ボーッとしている							
17	いつもと比べて元気がない							
18	いつもより元気がよすぎる							
19	少しの音などにビクッとする							
20	保健室への来室が増えている							
メモ								

４　事件・事故災害時におけるストレス症状への対応

児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要です。

また、ASDやPTSDを発症した児童生徒等は、自分だけに起こっていると思い、一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多いことから、保護者だけでなく児童生徒等にも、ショックの後に誰にでも起こりうる症状であることを説明し、安心感を与えることが重要です。

▶基本的な対処方法

普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与える。
ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもたずにすむようにする。
できるだけ普段と変わりない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させる。
学級（ホームルーム）活動等において心のケアに関する保健指導を実施し、強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化やストレスの対処方法等について指導する。
保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、緊密に連絡を取り合うことを心がける。
心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察する。
ASDやPTSDが疑われる場合には、学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

▶発達の段階に応じた対応の例

発達の段階	対　応　の　例
幼　児	○　やさしい言葉かけを増やして安心させる。 ○　抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。 ○　温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。 ○　一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。　　など
小学生	○　児童の言うことによく耳を傾ける。 ○　甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。 ○　遊びや身体活動の機会を与える。 ○　できるだけ言葉かけし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。 ○　例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、児童が嫌がることは無理にしない。　　など

発達の段階	対　応　の　例
中学生	○　元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。 ○　勉強や手伝いなどができなくても、しばらくの間は静観し、温かく見守る。 ○　友人と遊んだり、話し合う機会をつくる。 ○　家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。 ○　意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。　　など
高校生	○　勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。 ○　災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。 ○　家庭や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。 ○　趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。 ○　アルコールや薬物等への依存が認められたり、うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。　　など
障がいのある児童生徒等	障がいの種別や状態に応じて現象や反応が異なることを踏まえ、基本的に次のような対応が望まれます。 ○　周囲の大人（教職員や保護者）が注意深く観察し、児童生徒等の変化を読み取り、積極的に対応する。 ○　個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。 ○　教職員や友達とのかかわりなどを多くして、心のケアを図る。 ○　地域社会の人たちとのかかわりなどによって、ストレスを軽減する。 ○　個々の障がいから考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。 ○　地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。 ○　本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れることに努める。

▶対処の留意点

○　迅速に安否確認や児童生徒等の心身の健康状態の把握を行う。また、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておく。

○　児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させるため、できるだけ早期に平常時の生活に戻すよう心がける。

○　ASDやPTSDは、事件・事故災害の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭におき、注意深く観察する。

○　対応に当たっては、児童生徒等に動揺や風評が広まることのないように、本人や保護者への情報の伝え方について、教職員の共通理解を図っておく。

○　障がいや慢性疾患のある児童生徒等の場合は、介助や支援、情報伝達などに不安を感じないよう努めるとともに、障がいの特性や症状の悪化に対しても十分に配慮する。

○　教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払う。

５　事件・事故災害時における心のケアの組織的な対応

健康観察の結果や児童生徒等の様々な訴えに対して、児童生徒の抱える問題を見極め、一人一人の児童生徒等が当面している心身の健康問題の解決を図るため、問題に応じた相談・支援の方法を検討し、学校、家庭、地域の医療機関等との連携を図り、組織的に行う必要があります。

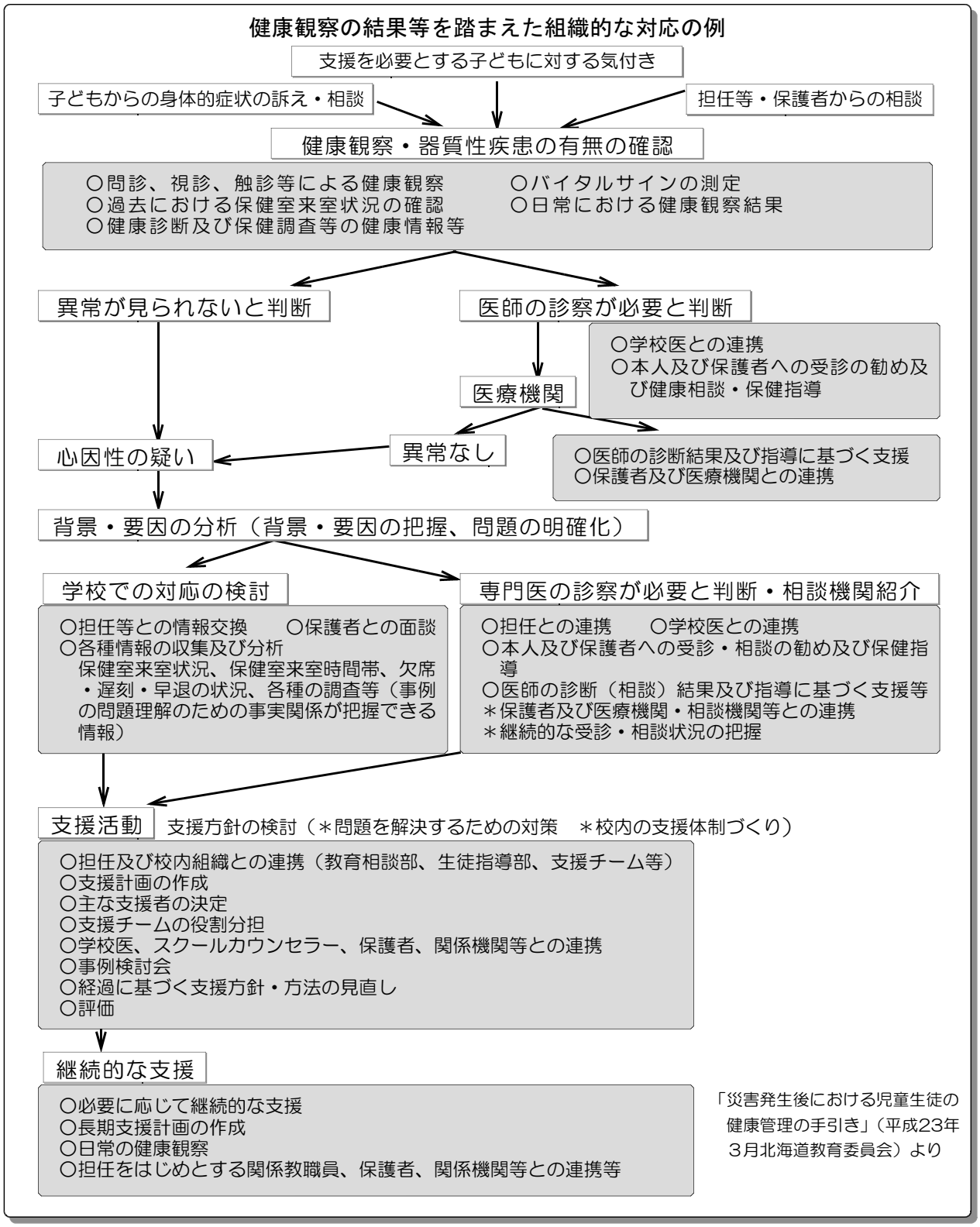

「災害発生後における児童生徒の健康管理の手引き」（平成23年3月北海道教育委員会）より

第5章

安全教育と安全管理における組織活動

第５章　安全教育と安全管理における組織活動

１　校内の協力体制と研修

学校安全の活動を円滑に推進するためには、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からすべての教職員が役割を分担し、学校安全を推進する体制を整備することが大切です。

また、学校への不審者の侵入事件や地震などの突発的、外因的な発生や、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の危機管理については、管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが必要です。

さらに、教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、危機管理に対応した校内研修を行うことも必要です。

▶校内研修の例

○　学期始めや学期末、月初めや月末などに、校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、自校の安全に関する課題の整理、具体的な解決策の明確化
○　危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した訓練の実施
○　AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当の実習
○　心のケアなどに関する演習・協議
○　児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程上の位置付け、教育内容、教材等に関する説明・協議　　など

▶外部の機関における研修の例

○　文部科学省や（独）教員研修センター、北海道教育委員会、市町村教育委員会が行う学校安全に関する研修
○　地域の総合防災訓練への参加
○　防火管理者研修
○　民間団体やＮＰＯ、災害ボランティアなどが主催する研修会や学習会　など

▶児童生徒等や保護者との合同研修の例

○　児童生徒等の引き渡しや避難所開設に関する演習
○　通学路安全マップや防災マップづくり
○　学校安全に関する施設・設備の見学
○　地域の安全に従事する人や災害を体験した人の体験談を聞く会の開催　など

２　家庭、ＰＴＡとの連携

⑴ 家庭との連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、学校の学校安全の活動に生かしたりすることが大切です。

▶家庭との連携の機会や方法の例

○　家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、学校安全委員会などの機会を利用し、学校で行われている安全教育や安全管理の内容について保護者へ情報提供
○　学校安全の趣旨等を学校通信や学年・学級だより等により保護者に周知
○　アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報提供
○　家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるよう依頼など

⑵ ＰＴＡとの協力

児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくないことから、ＰＴＡ活動を通じて教職員と保護者が協力し、児童生徒等の事故防止や安全確保に取り組むことが大切です。

▶学校安全に関するＰＴＡ活動の例

○　校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
○　ＰＴＡ広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
○　家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やＰＴＡ主催の研修会の実施
○　水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域や、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
○　道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
○　通学路や遊び場などで、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意喚起
○　地域での犯罪被害の防止のための、「子ども110番の家」等の活動の促進
○　予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の整備や確認
○　災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての整備や確認
○　避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
○　学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

３　地域社会や地域関係機関・団体との連携

（1）地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、普段から、地域の関係機関・団体と連携を深めておくことが大切です。

▶学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意点

（安全指導）

項　目	効果的な連携先	留　意　点
交通安全防犯に関すること	・各地域の警察署 ・自治体や民間の関係団体 ・保護者や地域の方々で組織する団体	○　警察等による専門的指導は、大きな効果が見込まれる。 ○　安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。
防災に関すること	・各地域の消防署、防災担当部局 ・自治体等の関係団体 ・防災ボランティアや消防団など地域の方々で組織する団体	○　消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり、有効である。 ○　各学校近隣の自治会など近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。
避難訓練	・各地域の警察署（防犯） ・各地域の消防署、防災担当部局（防災） ・自治体等の関係団体 ・近隣の学校等	○　学校の危機管理マニュアルに沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、危機管理マニュアル等の検証、改善につながる。 ○　大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。 ○　近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、事件・事故災害発生時の混乱を最小限にする上で有効である。

（安全管理）

項　目	効果的な連携先	留　意　点
登下校時	・各地域の警察署、都道府県や市町村の道路管理者 ・スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体 ・近隣の学校等	○　通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や安全点検、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について、警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。 ○　地震、津波、火山活動や風水害、暴風雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得る必要がある。
校外で学校行事を行う場合	・実施先の各警察署 ・実施先の各市町村関係部局 ・保護者等の協力者	○　遠足・修学旅行・持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、左記連携先に相談し、安全確保について協力を得る必要がある。
事件・事故災害発生時	・各地域の警察署（防犯） ・各地域の消防署、防災担当部局（防災） ・近隣の学校等	○　各学校の危機管理マニュアルを見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備える必要がある。
学校が避難所（避難場所）となった場合	・各地域の警察署（防犯） ・各地域の消防署、防災担当部局（防災） ・自治体等の関係団体	○　学校が避難所となった場合の対応について、各市町村の防災担当者と打ち合わせが必要である。 ○　避難所として利用する自治会等とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。

⑵ 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

児童生徒等の心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるためには、ＰＴＡ、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が意見交換や調整を行う連絡会議「地域学校安全委員会」を設置し、適切に委員会を開催することが重要です。

▶「地域学校安全委員会」の目的や位置付け等

目　　的	○　日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすること
位置付け	○　学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議
効　　果	○　校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。 ○　地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。 ○　学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。
設置方法	○　各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や市区町村単位での設置 ○　学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織を活用 ○　必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催
構成員の例	○　学校教職員（校長、副校長、教頭、学校安全主任（安全に関する校務分掌の主任、生徒指導主任など） ○　保護者、ＰＴＡ会長等役員及び関係担当者 ○　関係機関・関係団体等（警察署、消防署、市区町村の関係部局、自治会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者） ○　その他（各学校等が必要と認める者）
効果的な活動例	○　年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。 ○　基本的な開催計画を立てる（学期１回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。 ○　委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

参　考　資　料

学校保健安全法（抄）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

２　この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

３　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章　学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）
第二十九条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。
（地域の関係機関等との連携）
第三十条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章　雑則
（学校の設置者の事務の委任）
第三十一条　学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

学校保健安全法施行規則（抄）

第六章　安全点検等
（安全点検）
第二十八条　法第二十七条 の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
２　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。
（日常における環境の安全）
第二十九条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

学校安全計画全体計画例（小学校）

安全教育に関する法令等
- ○学習指導要領総則第１章の３「安全に関する指導」
- ○学校保健安全法「学校安全計画」の策定
- ○北海道地域防災計画 平成 25 年５月
- ○北海道教育推進計画改訂版 施策項目 19「安全教育の充実」

学校の教育目標
- ○何事にも、自ら考え判断し、責任をもって行動できる子
- ○自他の命を大切にする子
- ○自ら進んで、健康と安全の保持増進に努力する子

学校の現状等
- ○毎年、学校周辺の不審者情報が数件寄せられる。
- ○保護者は安全・安心な学校生活への期待が高い。
- ○児童の大半は徒歩による通学だが、自転車による通学が5%、スクールバスが3%いる。
- ○地域は太平洋に面しており、標高が低く、川沿いでもある。

安全教育の目標

児童の危険回避能力や行動選択能力の向上等を目指し、地域社会の中で自他の安全に目を向け、交通のマナーなど他人への心配りもできる資質や能力を育てる。

目指す児童像
- ○身の回りにある危険を予測し、主体的に自己の安全を回避できる児童
- ○身の回りの人と協力し安全の維持・向上に努力できる児童

育てようとする資質・能力等
- ○安全に関する理解を深め、状況に応じた適切な危険回避の意思決定と自らの身を守るために行動選択する力
- ○地域の行事に積極的に参加しふれあいを大事にする態度

安全教育の目標を実現するための基本方針
- ○各教科、総合的な学習の時間、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通して、児童が自ら安全に関する課題を把握し、その解決を考え、実行することできる活動を基本に推進する。
- ○防犯教室・防犯訓練、参加体験型の交通安全教室など、体験的な活動を効果的に取り入れた安全教育を展開し、危険を予測し回避する能力を高める。

安全学習及び安全指導の指導方針等

生活安全	交通安全	災害安全
○家庭や地域で起こる犯罪や危険について理解し、事件・事故に巻き込まれない行動ができることを重視する。 ○校内外で不審者に対する適切な対処方法や行動ができるようにする。 ・防犯教室及び防犯訓練 ・登下校時の安全指導 ・長期休業期間中における生活指導	○地域で展開される交通安全活動を知り、課題意識をもち参加する意識を高める。 ○歩行時や自転車の安全利用とマナー指導に重点的に取り組む。 ・交通安全教室 ・児童集会や学級におけるマナー指導	○地震・津波災害を中心に指導し、適切な行動ができるようにする。 ○災害発生時における避難の仕方等を理解するとともに、災害ボランティア活動に対する興味・関心を高める。 ・様々な状況を想定した複数回の避難訓練 ・近隣校との合同避難訓練 ・地域の防災訓練へのボランティア参加

各学年の指導方針
- 【低学年】安全に関する基本的な知識を得る。地域の方々との交流を通して、地域社会の一員としての自覚をもたせる。
- 【中学年】安全に関する知識を活用する。地域社会で自他の安全を意識した行動ができるようにする。
- 【高学年】安全に関する知識や体験を日常の中で深める。地域社会の中で、自他の安全や他人への配慮もできるようにする。

関連教科等
- 【関連教科（生活科、社会科、理科、体育、道徳）】学習活動における事故防止の指導や、緊急時の約束の確認を徹底する。
- 【朝の会、帰りの会、給食】日常的な安全指導を行い、安全・安心に学校生活を送る生活態度を育成する。
- 【委員会活動、児童会活動】自他共に安全・安心な行動がとれるように、委員会の特色に応じた安全指導を徹底する。

安全管理との関連

対人管理	対物管理	事件・事故災害発生時の危機管理
○学校生活のルールの遵守を徹底する。 ○教職員による児童の行動観察により、心身の健康状態の把握に努め、養護教諭との連携を深める。	【定期点検】チェックリスト表に基づき、防火・防災・防犯設備、体育施設や薬品管理について学期に１回実施する。 【日常点検】事故防止の観点から授業や学校行事等の際は、事前の安全点検を徹底する。	○避難訓練等を通じて、危機管理マニュアルを検証し、見直しを図る。 ○災害発生時における保護者との連絡手段の及び児童の引渡し方法の確立 ○関係機関との緊密な連携体制の構築

組織活動との関連

校内研修	組織による評価	家庭・地域・関係機関との連携
○４月：学校安全計画及び危機管理マニュアルの改正について ○９月：外部講師（警察署職員等） ○１月：避難所運営の支援について	○学校評価（１次評価） ７月、１１月に実施 ○学校安全委員会における評価（２次評価） ８月、１月に実施	○警察署、スクールガード連携による防犯教室、防犯訓練、校内研修 ○PTA を通じての啓発活動 ○気象台、町役場防災担当部局との連携

※月別の指導計画は別葉で作成

平成○○年度学校安全計画例（幼稚園）

月		4	5	6	7･8	9
行事		入園式・始業式	園外保育・遠足	園外保育･遠足 プール開き	終業式夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
安全教育	生活安全	○園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具、用具の使い方 ・小動物へのかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子ども110番の家 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	○園内の安全な生活の仕方 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、箸等） ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束を知る ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方 ・廊下､室内は走らない ○水遊びのきまりや約束・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていかない､「いかのおすし」の約束を知る ○乗り物に関する約束 ・車中の過ごし方	○夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方 ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束	○生活のリズムを整え､楽しく安全な生活 ・登降園時の約束､遊具 ・用具､固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図 ・友達との歩行
	交通安全	○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束	○道路の安全な歩き方 ・標識､標示（とまれ等）の意味 ・安全確認（左右を見る）の仕方 ※5歳児：交通公園で体験を通しての安全指導（信号の見方） ○親子路上安全教室	○雨の日の安全な歩行の仕方・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方	○交通安全に関する約束の再確認・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断	※4歳児：園外保育（交通公園）を利用、信号の見方 ○遠足 ・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	◎避難(防災)訓練の意味や必要性 ○避難の仕方 ・避難訓練の合図（サイレン、放送等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方	（火災避難訓練：サイレン、放送で伝達） ※3・4歳児：集合場面 ・火災時は靴をかえない ※5歳児：自由活動場面 ・教職員の指示を聞き避難 ○消防署の指導による煙体験（姿勢を低く保つ）	（地震避難訓練：サイレン、放送で伝達） ○地震のときの避難の仕方 ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く ○園庭にて保護者への引渡し訓練	（火災避難訓練：火災報知機、放送で伝達） ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難	（地震避難訓練：警戒宣言発令） ○大地震が起きたときの避難の仕方 ・保育室にて保護者への引渡し訓練(保護者は徒歩)
安全管理		○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	○園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検	○夏季休業中の園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検	○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底
学校安全に関する組織活動（研修含む）		○保護者会、園便りで ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、出欠の連絡、けが・病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ・緊急家庭連絡網の作成 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方についての研修	○保護者会、園便りで ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・緊急家庭連絡網を使い、電話（メール）連絡の練習 ・路上での実際指導 ・警報発令時の対応の仕方を連絡 ○心肺蘇生法(AED含む)の研修	○保護者会、園便りで ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活で必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ○幼児の交通事故の現状について警察署からの話を聞く	○保護者会、園便りで ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などへの配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールとの情報交換 ○不審者への具体的な対応、道具の使い方について警察署からの実際指導	○保護者会、園便りで ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・警戒宣言発令時の避難行動、引取り訓練 ○秋の交通安全運動 ○国民防災の日(1日)

10	11	12	1	2・3
運動会園外保育･遠足（バス）	**園外保育･遠足**	**終業式冬季休業日**	**始業式園外保育（凧上げ）**	**終業式**
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（ける、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○暖房機の危険性、安全に関する約束	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する ・担任以外の教職員の指示も聞く ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方､適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方 ・自転車の乗り降りの仕方 ・道路の渡り方 ○バス中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育時の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方 ○子ども路上歩行訓練 ・園のまわりを子どもだけで歩く	○様々な状況、場面での交通ルールの理解・ ○道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断	○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
（火災避難訓練：肉声で通報） 〇「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	（地震避難訓練：サイレン、放送で伝達） ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る､危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震の時の基本動作(親子で体験)	（地震、火災発生：サイレン、放送で伝達） ○第3次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行	（火災避難訓練：予告なし） ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	（地震・火災避難訓練：予告なし） ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○電車を使っての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査	○暖房設備の点検、使用するための準備	○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理、教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練(消防署の指導) ○積雪時の園庭、園舎の安全確認	○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
○保護者会、園便りで ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノー自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるため指導協力 ・消防署から消火、通報訓練を受ける	○保護者会、園便りで ・消防署の指導（起震車での地震体験、家庭で地震が起こった場合の対処の仕方） ・子ども路上歩行訓練時の安全確保の協力 ○不審者への対応について実技研修をする	○保護者会、園便りで ・冬休み中の健康で安全な生活について ・年末年始の地域の防犯、防災活動	○保護者会、園便りで ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮	○保護者会、園便りで ・就学にむけての心構え（危険な道路、場所の確認） ・春休み中の生活について ○園内事故発生状況と安全措置に関する研修

平成○○年度学校安全計画例（小学校）

※学級活動の欄　◎…１単位時間程度の指導　●…短い時間の指導

項目＼月				4	5	6	7・8	9
月の重点				通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	校外で安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう
道徳				規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実
安全教育	安全学習	生活		・地域めぐり時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移植ベラ、スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方
		理科		・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
		社会						
		図工		・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜きの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作
		家庭		・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
		体育		・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・持久走時の安全	・鉄棒運動時の安全
		総合的な学習の時間		＜活動例＞「○○大好き～町たんけん」（３年）、「交通安全ポスターづくり」（４年）				
	安全指導	学級活動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●不審者から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
			中学年	●通学路の確認 ●危険な場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室（3年）	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使い方のきまり
			高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室（４，５，６年）	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策
		児童会活動		・1年生を迎える会 ・クラブ活動 ・委員会活動開始			・児童集会	
		主な学校行事等		・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・防犯避難訓練 ・運動会・遠足	・自然教室 ・プール開き		・防災引き渡し訓練 ・秋の交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)
安全管理	対人管理			・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
	対物管理			・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動（研修含む）				・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修（PTA含む）	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・防災に関する研修(訓練時)

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
関東大震災(６年)			私たちの国土(台風)(５年)		くらしを守る(災害が起きて)(３・４年)
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・スキーの安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」(５年)、「社会の一員として活動しよう」(６年)					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎防犯教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使い方のきまり	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	●安全な登下校 ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車、バスの安全な待ち方と乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅、バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・校区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価 ・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議 ・防災に関する研修(訓練時)	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当(止血等)	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

平成○○年度学校安全計画例（中学校）

※学級活動の欄　◎…１単位時間程度の指導　●…短い時間の指導

項目＼月				4	5	6	7・8	9
月の重点				安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	校外生活を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	災害に備えた生活をしよう
道徳				生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	奉仕
安全教育	安全学習	社会		・世界と比べた日本の地域的特色（自然災害と防災への努力）				
		理科		・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		・薬品検査	・自主研究の実験上の注意 ・電気についての知識
		美術		・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方
		体育分野		・集団行動様式の徹底 ・施錠や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕方	・水泳の事故防止について（自己健康管理）		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方
		保健分野		・心身の機能の発達と心の健康(1年)	・傷害の防止(２年)		・生活行動 ・生活習慣と健康（３年）	・自然災害(全学年)
		技術・家庭 ※「栽培」を行う場合は、農薬の扱いに注意する		・施設設備の使用上の注意 ・作業場所の確保と危険回避	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用
				・実習室の使用上の注意と食についての一般的な注意	・ガスコンロの使い方・喚起について ・ゴム管の点検	・調理実習における注意 ・日常食の調理	・備品の点検整備	・電気の安全な利用 ・食生活と健康
		総合的な学習の時間(安全)		<活動例>「我が町の交通安全対策調査」「地域安全マップづくり」「災害と町づくり」など				
	安全指導	学級活動	第1学年	●中学生になって ◎自転車の安全な乗り方 ●通学路の確認 ●部活動での安全 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チエック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯）	◎地震の危険 ●市総合体育大会と安全
			第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故の防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チエック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全
			第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ●修学旅行と安全	●自分の健康チェツク ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全
		生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒総会 ・中体連壮行会	・球技大会	
		主な学校行事等		・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災) ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・防災訓練(地震) ・秋の交通安全運動
安全管理	対人管理			・通学方法の決定 ・安全に関するきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全及びけがの予防
	対物管理			・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備(階段、廊下、プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動（研修含む）				・春の交通安全運動時の啓発活動 ・教職員 ・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症に関する研修	・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法(AED)研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い ・防犯に関する研修(マニュアルの確認等)	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修（避難訓練）

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し安全な生活をしよう	自ら健康を維持していこう	事故災害から身を守り､適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
・日本の諸地域（地域の自然災害に応じた防災対策）			・地域観察時の安全		
・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生のメカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・天気の変化 ・日本の気象	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検(台帳管理)
・小型ナイフの使い方	・打ち出しの用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管、管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴールの運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康（3年）			・感染症の予防(3年)		
・塗装時の換気と火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・電気機器の利用と安全 ・はんだ付けによる火傷の注意	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全	・作業場所の確保と危険の回避	・器具点検整備 ・備品検査(台帳管理)
・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）	・幼児や高齢者等との交流についての一般的な注意	・衣服制作についての一般的な注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
●文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	●自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	●施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ●文化祭の準備と安全	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕（奉仕活動）
・文化祭準備 ・市総体壮行会	・市駅伝大会壮行会		・ボランティア活動等の社会参加	・生徒総会	・球技大会 ・3年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災避難訓練と防災学習	・自然教室	・卒業式
・文化祭の準備と安全	・携帯電話、パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備(体育館)	・避難経路の確認 ・防火設備 ・用具の点検整備	・避難所として開放する教室等の点検	・学校環境の安全点検整備(通学路)	・学校環境の安全点検整備（備品）	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域交通安全パトロール ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

平成○○年度学校安全計画例（高等学校）

※ホームルーム活動の欄

◎…１単位時間程度の指導
●…短い時間の指導

項目＼月			4	5	6	7・8	9
			安全な通学	学校生活での安全	屋外での健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安全教育	安全学習	地理歴史・公民	(現)青年期の課題	(地) 世界の地形・気候	(現)現代社会の特質	(現) 都市問題	
		理　科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	(物)摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	(物) 衝突･運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	(化)物質と人間生活(身近にある化学物質の性質の正しい理解)
		保健体育	・体育施設 ・用具の安全点検	・(保) 交通安全	・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保)応急手当	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設 ・用具の安全点検	・体育施設 ・用具の安全点検
		総合的な学習の時間(防災)	＜学習活動例＞テーマ「地域の安全と防災」 ○防災ホームページの閲覧､災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)､阪神淡路大震災について、				
	安全指導	1年ホームルーム活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全
		2年ホームルーム活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全
		3年ホームルーム活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児･高齢者等の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全
		主な学校行事	・入学式・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体 ・保健委員会 ・生徒指導集会	・終業式 ・防犯避難訓練(防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防災避難訓練「地震」 ・文化祭 ・文化祭実行委員会
		個別指導	・自転車､バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導 ・校外巡視	・自転車､バイクの点検 ・新規免許取得者指導
		部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検 ・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検 ・整備
安全管理	対人管理		・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿､アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技､農業実習､理科実験､家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・水泳指導健康管理 ・梅雨期の健康管理 ・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底 ・食中毒防止	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認 ・夏休みの健康管理	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底
	対物管理		・学校環境の安全点検整備(施設・設備､通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安点検 ・し尿浄化槽消毒	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室､実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・自家用電気工作物保安点検 ・毒物劇物の適正な管理等について	・学校環境の安全点検整備(体育館、格技場､部室､運動器具) ・プール掃除 ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・学校環境の安全点検整備(普通､特別教室､実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設･設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)			・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員会議(危機管理体制)・教職員研修(安全点検)	・ＰＴＡ総会 ・保護者会 ・学校保健(安全) 委員会	・保護者面談 ・ＰＴＡ委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・校外補導・危険箇所巡視 ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)

10	11	12	1	2	3
交通道徳の理解	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
（現）地球環境問題	（現）地方自治と住民参加	（現）公害の防止と環境保全 （地）地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	（現）公害問題 （地）居住・都市問題	（倫）現代に生きる人間の自然観と人間観	（倫）人間としての在り方、生き方
（生）ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	（物）電気器具の取扱い上の注意		（化）物質の変化、化学反応（反応熱、酸、塩基についての正しい理解）	（生）環境と動物の反応についての正しい理解	（化）炭化水素類の取扱い上の注意
・（保）健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設･用具の安全点検	・体育施設 ・用具の安全点検	（保）職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設 ・用具の安全点検
ボランティア活動､地域ハザードマップについて､災害時における応急救護実習､非常食の作り方実習､防災関連施設の見学､総合的な学習の時間のまとめ					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室	・校内マラソン大会 ・防災避難訓練「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・生徒指導集会 ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第２回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続き
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・修学旅行安全対策 ・授業時の安全管理点検 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策	・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・校内マラソン大会の安全対策 ・換気・採光設備の点検検査	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のまとめ
・学校環境の安全点検整備（体育館、部室、運動器具）	・学校環境の安全点検整備（校庭） ・ストーブの取扱い方 ・毒物劇物危害防止対策総点検	・学校環境の安全点検整備（普通・特別教室、実習実験器具） ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備（体育館、部室、運動器具） ・火気器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備（施設、設備） ・火気器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校（保健）安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会（学警連絡協議会） ・年末の交通安全運動 ・交通安全に関する研修（法令等改正、自転車安全利用に関する指導方法等）	・交通街頭指導 ・ＰＴＡ委員会 ・学校保健（安全）委員会 ・国民防災とボランティア週間	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

平成○○年度学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

項目＼月	4	5	6	7・8	9
月の重点	通学路の安全を確認しよう	交通安全に気を付けて通学しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう
安全教育 安全学習 教科 保健体育	・体育施設・設備の使用	・体力テスト用具の点検と使い方	・プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法		・ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全
安全教育 安全学習 教科 理科	・実験器具(フラスコ、ビーカー、アルコールランプ、凸レンズ、針金等)の安全な使い方及び薬品（水酸化ナトリウム、				
安全教育 安全学習 教科 美術	・印刷（製本機械、紙器加工機械、製版印刷機の操作、印刷用インキ類、写真用材料・薬品等の適切な使い方）				
安全教育 安全学習 教科 家庭	・調理で使用するガスコンロなどの安全な使い方 ・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な使い方 ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方 ・針やはさみなどの道具の安全な使い方				
安全教育 安全学習 職業	木工班…ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方　・のこぎりなどの工具の使い方 園芸班…鍬や移植鏝、鎌などの道具の安全な使い方　・土篩を使った安全な土のふるい方　・塗料の使い方と換気 接客班…実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成　・トレイの持ち方、グラスの運び方　・材料の安全な取扱い 事務班…印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方　・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方				
安全教育 安全学習 自立活動	・健康の保持・心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション				
安全教育 安全学習 総合的な学習の時間	・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、生徒の自発的な計画に基づき安全に				
安全教育 安全指導 生活安全	・情緒の安定 ・日常生活における安全	・集団行動の約束 ・友達との接し方	・一人では行っては行けない場所、人通りの少ない場所確認	・夏休みの過ごし方	・自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法
安全教育 安全指導 交通安全	・登下校の安全 ・安全な歩行	・交通安全指導(警察署)	・雨の日の交通安全(傘のさし方)	・交通機関の利用方法	・横断歩道のわたり方・自転車の乗り方
安全教育 安全指導 交通安全	・通学指導、自転車安全指導 ――				
安全教育 安全指導 災害安全	・避難訓練（地震） ・訓練の大切さ	・避難訓練(火災)、煙体験、煙の怖さ ・被害、ハンカチの大切さ	・避難訓練(地震から火災へ)、頭を守る大切さ、落下物、倒壊物への注意	・避難訓練（搬送等訓練） ・気象災害の安全	・総合防災訓練(消防署) ・引き渡し訓練
安全教育 安全指導 ホームルーム活動	・各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い生徒がより理解できるように				
安全教育 安全指導 学校行事等	・修学旅行（旅行中の安全）		・プール開き ・校外学習 ・現場実習	・現場実習	・宿泊訓練
安全教育 安全指導 学校行事等	・部活動… 運動部（バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等）				
安全管理 対人管理	・生徒の状況把握 ・通学経路の確認 ・避難経路確認 ・次月の避難訓練確認 ・火元責任者の表示	・緊急体制の確認 ・健康観察 ・避難経路確認	・水泳指導健康管理 ・健康観察 ・心肺蘇生法の確認	・水泳指導健康管理 ・健康観察 ・ＡＥＤの使い方の確認 ・夏季休業中の安全	・水泳指導健康管理 ・健康観察
安全管理 対物管理	・防災計画届け出 ・通学路確認 ・安全対策マニュアル	・飲料水点検 ・防災設備の点検 ・避難経路確認	・プール施設 ・設備点検 ・水質検査		
安全管理 対物管理	・校内外巡回点検 ――				
学校安全に関する組織活動（研修含む）	・学校安全衛生員会(年3回)、ＰＴＡ・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制				
学校安全に関する組織活動（研修含む）	・春の交通安全運動 ・教職員、保護者の街頭指導	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・地域生活指導情報交換会 ・職員防災研修	・学校安全（保健）委員会 ・地域の危険箇所点検 ・救急法講習会	・国民安全の日　（７月1日） ・地域パトロール ・教職員防犯研修会 ・ＡＥＤ講習会 ・安全点検に関する職員研修	・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・学校安全（保健）委員会 ・国民防災の日(1日)

10	11	12	1	2	3
体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故の防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
・体育祭練習や当日の安全	・サッカー等の球技指導における安全	・柔道等の武道における安全	・バスケット等の球技指導における安全	・マラソン大会	・マット、跳び箱運動等の安全
塩化ナトリウム等）の安全な使い方と点検（実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る）					
・保健理療(保健理療実習、保健理療臨床実習時の安全等) ・職業(道具や機械の操作、材料や製品の取扱い、産業現場における実習時の安全等)					
・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法					
・野菜や花などを育てる上での安全な作業方、テーブルへの置き方など安全な接客具の安全な使い方					
対する意識を高める					
・不審者から自分を守る（防犯避難訓練）	・「子ども１１０番の家」の場所確認	・冬休みの過ごし方	・犯罪から身を守る携帯電話の使い方	・暖房器具の近くの安全な過ごし方	・春休みの過ごし方
・交通安全指導(警察署)	・交通機関の利用とマナー	・自転車に関する基本的な交通法規を知る	・交差点の危険について	・雪の日の交通安全	・踏切事故等鉄道での安全
→					
・抜き打ち避難訓練(地震)、訓練の大切さ	・避難訓練(地震） ・起震車訓練､避難経路の確認､ドア開放	・避難訓練(火災) ・避難経路の確認、火元を回避して避難	・抜き打ち避難訓練(地震から火災へ)、あわてない、放送をよく聞いて行動	・避難訓練(火災) ・暖房器具の安全な使い方、身の回りの安全確認	・避難訓練（地震） ・落下物、ガラス等の危険､出入り口の確保
繰り返し指導する					
・体育祭 ・現場実習		・校外学習		・スキー合宿 ・マラソン大会	
・文化部（演劇部、音楽部、美術部）各部ごとに、放課後や休日を活用した部活動において安全に配慮した指導の徹底を図る					
・健康観察	・健康観察	・健康観察 ・避難経路確認	・健康観察 ・冬季休業中の安全	・健康観察 ・避難経路確認	・健康観察 ・春季休業中の安全
・防災設備の点検	・暖房器具の設備点検	・室内有害物質検査 ・避難経路点検	・照度検査	・避難経路点検	
→					
・地域生活指導情報交換会 ・不審者対応訓練		・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・ＰＴＡ安全（保健）委員会 ・国民防災とボランティア週間(17日を含む) ・職員防災研修	・学校安全（保健）委員会	・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

学級活動等における安全指導の目標・内容例（幼稚園）

生活安全

区分	目標	小項目	内容	教職員の援助・保護者との連携
園内の生活の安全	園舎･園庭で安心して生活するために必要な約束が分かり、守る	施設･設備の安全	・自由に行動できる場所、教職員と一緒に使用する場所などの約束（門から外に一人で出ない等） ・危険な場所、危険な遊びについての意識化 ・危険な状態（場所、環境、行動等）に気付いた場合、教職員等に連絡	・危険な行動を見かけたら、教職員間の連絡をとり、指導を徹底する。
	遊具や道具の使い方が分かり、安全に気を付けて使う	遊具や遊びに使う道具の安全	・園庭の固定遊具の安全な遊び方 ・大型の遊具（巧技台、大型積木等の使い方） ・遊びに必要な道具や材料（ハサミ、鉛筆、ステープラー、割り箸等）の安全な使い方や扱い方、片付け方	・幼児の発達に合わせた道具の選択設定を工夫する。 ・遊具、道具の使用前と使用後の安全点検を行う。 ・園内で共通のルールを確認し、指導の徹底を図る。
	体を十分に動かし、機敏な動作ができる	体を動かす遊びでの安全	・様々な遊びの中で、十分に体を動かすことへの意欲と機敏な動作 ・危険に対する構え、まわりの人の動きや物の状況に応じた動き	・遊具の配置･幼児の視野や動線を考慮し、安全な環境を設定する。 ・遊具、用具の安全点検をする。 ・保護者との連携（食事、体調等への配慮と連絡）。
	自然（動植物等）に興味をもち、命の尊さや安全な遊び方に気付く	自然とかかわる活動の安全	・身近な動植物への親しみやいたわり、自然への興味･関心と自然とかかわるときの心構え（危険な物や場所）	・飼育物や栽培物を身近な環境に取り入れ、かかわる機会を増やす。 ・教材研究や情報交換を行い、安全なかかわり方、環境づくりを配慮する。
遠足・園外保育の安全	安全に気を付けて、遠足･園外保育を楽しむ	遠足･園外保育等での安全	・遠足･園外保育集団で行動するときに必要な約束（一人で行動しない、教職員の指示を聞いて行動する）	・分かりやすい言葉で短く、必要な約束を理解させる。 ・個別に配慮を必要とする幼児には教職員間で協力体制を整える。 ・実地踏査を行い、道路の状況、現地の危険箇所の調査（トイレ、遊具、スズメバチ等）を行い、回避する。
	交通機関を利用するときの安全な行動の仕方が分かり、行動する	交通機関の安全な利用	・電車やバス等に乗降するときの約束	・事前指導の内容を精選する。 ・教職員間の連携を図り、指示を徹底させる。
特に配慮を要する活動の安全	安全に気を付けて、水遊びや雪遊びを楽しむ	水遊びや雪遊び等での安全な遊び方	・水遊びや雪遊び等を行うときに必要な約束	・水遊び、雪遊びに利用する施設、遊具等の安全点検を行う。 ・教職員間で協力し、個々の幼児の行動を見守り、危険のないよう配慮する。 ・一人一人の事前事後の体調等を確認するとともに、幼児の健康管理について、保護者と連絡を密にとる。
事件・事故災害発生時の適切な行動	事件、事故が発生したときに適切な行動がとれるようにする	事件､事故が発生したときの適切な行動	・大人（教職員･保護者等）への通報 ・応急処置の必要性を理解	・連絡した幼児や周囲にいた大人等から、正確な状況を把握するとともに当事者や周囲の幼児を安心させる。 ・教職員の協力体制を指示確認する。 ・保護者･関係諸機関へ連絡する。
	不審者の侵入時の避難の仕方や対応の仕方を知る	不審者に遭遇した時の行動の仕方を知る 園に不審者が侵入したときの避難の仕方	・基本的な行動 ＊知らない人について行かない ＊大人に知らせる （い・か・の・お・す・し） ・不審者侵入の合図を知る教師から離れない	・視聴覚教材、劇的な動きで、わかりやすく、また必要以上に恐怖心を抱かせないようにして理解を図る。 ・家庭との連絡体制を日常から整え常に点検しておく。
	大気汚染物質による身体への影響や被害について知り、安全な行動ができる	大気汚染物質発生時の避難の仕方	大気汚染物質発生時に身体が感じる変化 安全な場所へ避難する又は危険を回避する過ごし方を知る	・正しい情報の入手と避難場所を確認する。 ・保護者へは日ごろから情報提供し、対応の仕方を確認する。

区分	目標	小項目	内容	教職員の援助・保護者との連携
家庭生活の安全	園庭･施設開放時に安全に気を付けて遊ぶ	園庭･施設開放時での安全	・保護者の管理の下で、園庭、施設の安全な使い方や約束 ・けがやトラブルが発生したときの適切な行動	・園庭･施設開放では、安全な遊び方や約束を保護者と確認し、安全管理に気を付けるよう依頼する。 ・幼児の園での心身の状態を保護者に連絡し、家庭での配慮を促す。
	家庭の内外で、安全な行動の仕方が分かる	家庭の内外で起こる事故、犯罪被害と安全な行動	・電気･ガス･暖房器具等家庭内の危険物の確認、安全に生活するための約束 ・安全な遊び場所、自宅周辺の危険な場所、遊びの約束を保護者と確認	・家庭内の安全点検や遊び場所、登降園時に使う通路の危険箇所等の確認を保護者に促す。 ・保護者は安全に関する約束を示し、モデルとなることを伝える。
地域や社会生活での安全	誘拐等事件や事故に遭ったときに自分の身を守る適切な行動が分かる	地域での犯罪･事故の発生時における安全な行動の仕方	・自分の身を守る適切な行動（遠くに行かない、知らない人についていかない等）事件や事故に遭遇したときの適切な行動（助けを求める）	・誘拐防止について保護者同士及び園との協力体制を強化する。 ・日常的な指導の継続を保護者に徹底する。
	安心して暮らせる地域社会づくりの活動に関心をもつ	地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策 地域･社会生活の安全に関する機関や団体の活動	・自分たちの安全のために、身の回りの人々が行っている活動への気付き	・幼稚園を仲立ちにして、家庭、地域との連携を強化する。 ・情報交換を含めた地域とのかかわりを積極的に進める。

交通安全

区分	目標	小項目	内容	教職員の援助・保護者との連携
道路等での安全な歩行の仕方	道路での安全な歩行を身に付け、交通ルールを理解する	道路の歩行と交通ルール	・道路を歩くときの基本的な心構え（道路の端･右側を歩く） ・交通事故の原因となる危険な行動（飛び出し、路上での遊び） ・標識･標示に関心をもち、意味を理解（止まれ、横断歩道等）	・警察や地域の交通ボランティアの協力を得ながら、具体的な方法や視聴覚教材を利用して指導の徹底を図る。 ・園外保育等で実際の場面で体験を通して指導の徹底を図る。 ・道路での安全な歩行については保護者がモデルとなることを知らせ、交通安全の意識を高める。 ・親子での歩行訓練等を通し、保護者の意識を高める。
	道路の安全な横断の仕方が分かり、行動する	道路の横断	・道路を横断するときの心構えと行動（安全確認の仕方、手を挙げて横断する等） ・信号の見方、点滅時の判断の仕方 ・信号機のない道路での横断の仕方	
	踏切等鉄道の交通について安全な行動の仕方が分かり、身に付ける	踏切等鉄道での安全	・身近にある踏切の種類や状況に応じた待ち方、渡り方	・幼児の生活圏にある鉄道線路の状況や踏切の種類を調べ、危険な場所を把握しておく。
	雨や雪の日等の安全な歩行の仕方が分かり身に付ける	気象や交通環境の変化と安全	・雨の日の歩き方、雨具の安全な使い方 降雪や道路の凍結、強風時の安全な歩き方	・状況に合った身支度の仕方を配慮するとともに、保護者にも依頼する。 ・状況によっては、保護者など大人と手をつなぐことで安全を確保できることを理解させる。
	集団で歩行するときの安全な行動が分かり、身に付ける	集団歩行時の安全	・集団で安全に歩行するときの約束 ・段差、階段、交通量の多い道路での横断等安全な歩行の仕方	・集団で歩行するときの隊形や約束、目的地までの危険箇所などを事前に教職員で確認しておく。 ・引率する教職員間の協力体制をつくる（歩行速度、引率する教師の配置等）。
	安全な登降園の仕方が分かり、行動する	登降園の安全	・保護者と手をつないでの登降園 ・保護者と一緒に安全確認	・登降園で利用する道路の危険な場所を確認し、幼児に知らせる。 ・保護者も日ごろから安全な登校園の心構えをもつよう促す。
自転車の安全な利用	自転車を利用するときの約束が分かり、行動する	自転車の安全な利用（保護者の管理下）	・一人で自転車に乗るときの約束（決められた場で乗る、保護者の付き添い、ヘルメット着用等）補助いすの安全な乗り降りの仕方	・基本的な約束を保護者とともに確認し、徹底を図る。 ・自転車の安全な走行は保護者がモデルとなることを知らせ、交通安全の意識を高める。
自動車に関する知識と心得	自動車に関する基本的な事項を知り、安全な歩行をする	自動車についての理解と安全	・自動車の特性を知る（死角、内輪差、制動距離等） ・飛び出し、車両直前直後の横断の危険と安全確認	・視聴覚教材などを利用して、分かりすく指導する。
	自動車に乗車するときの安全な行動の仕方、約束が分かり、行動する	自動車に乗車する場合の安全	・運転操作の支障となる行動と安全な態度 ・チャイルドシートの着用、後部座席に乗車する場合の安全に関する約束	・チャイルドシートの着用と乗車中の態度の指導を徹底する。 ・保護者対象の安全教室等を通して保護者の意識を高める。
交通事故防止と安全生活	交通事故に遭ったときの行動の仕方が分かり、行動する	交通事故に遭遇したときの行動の仕方	・交通事故が起きたときの行動（現場に居合わせた人に助けを求める、保護者、警察等に知らせる）	・事故について速やかに園に連絡する。 ・事故に遭わないための事後の指導を徹底する。
	交通安全に関する意識の高揚を目指し、園･地域、機関等の活動に参加する	交通安全に関する園･地域･機関の活動への理解と積極的な参加	・自分たちの交通安全のために活動してくれる人への理解と感謝	・地域の交通安全に取り組む人々に気付くようにし、感謝する気持ちがもてるようにする。 ・地域の交通安全に関する活動への積極的な協力と参加を促す。 ・保護者自身が幼児の交通安全のモデルとなることを伝え、連携を深める。

災害安全

区分	目標	小項目	内容	教職員の援助・保護者との連携
非常災害時の避難	非常災害の避難の仕方を知る	非常災害時の行動の仕方	・防災避難訓練の意味･非常時の合図 ・基本的な行動、約束（防災頭巾のかぶり方、教職員の指示を聞く、おかしもの約束、教職員のそばから離れない）	・様々な状況を想定し、繰り返して指導の徹底を図る。 ・視聴覚教材を利用し、分かりやすく指導する。 ・保護者への連絡を徹底する。 ・引き渡し訓練などを行い、保護者への連絡方法、避難場所等を繰り返し確認、徹底する。
火災時の安全	火災時の避難の仕方を知る	火災時の行動と避難の仕方	・煙の怖さ、安全を確保する行動 ・避難経路、避難場所など、様々な場面に応じた避難の仕方	・煙体験を含む具体的な場面を通して指導する。
地震及び自然災害時の安全	地震時及び津波発生時の避難の仕方を知る	地震･津波発生時の避難の仕方	・地震のときに発生する様々な危険（落下物･家具等の倒壊等）に応じた避難の仕方 ・津波警報と避難の仕方	・正しい情報の入手（落下物･家屋等の倒壊･陥没･地割れ、山崩れ･液状化現象等）と状況に応じた安全な避難経路と場所を確認し、幼児に明確に指示する。
	火山活動による危険を理解し、避難の仕方を知る	火山活動と避難	・火山活動による危険（火砕流、二酸化硫黄等の大気汚染等）に応じた避難の仕方	・災害発生時に起こる危険な状況については、前例を生かし、危険を回避する方法を学ぶ。
気象災害時の安全	暴風雨･洪水、豪雪･雪崩、落雷等の災害発生時の危険を知り、安全な行動ができる	暴風雨、洪水等による危険及び安全な行動	・暴風雨、洪水時の怖さと安全な行動 ＊看板等落下物 ＊電線の切断や倒木等	・情報の収集を正確かつ迅速に行い、状況を見て、早めに避難するように判断する。 ・登降園時に気付いた危険な場所や状況を連絡し合い、回避するよう伝達する。
		豪雪、雪崩等による危険及び安全な行動	・豪雪時の交通安全 ＊屋根からの落雪 ＊地吹雪時の怖さ	
		落雷による危険及び安全な行動	・戸外にいるときの落雷の怖さ ・落雷に遭わないための安全な行動	
原子力災害発生時の安全	放射線汚染による身体への影響や被害について知り、安全な行動ができる	放射線汚染発生時の避難の仕方	・放射線に汚染された場合の避難行動の仕方	・教職員は原子力災害について必要な知識を事前に学び、正しい情報の入手と避難場所の確認をする。 ・保護者へは日ごろから情報提供し、対応の仕方を伝える。
災害事故防止と安全な生活	地域における災害安全に関心をもつ	災害安全に関する地域や園の行事や活動等への理解と積極的な参加	・保護者とともに、地域防災訓練等の行事への参加や活動への関心	・保護者に向けて、園や地域の安全に関する活動への理解と積極的な参加を促す。

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校、中学校及び高等学校）

生活安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
各教科・総合的な学習の時間における安全	各教科·総合的な学習の時間における事故の発生状況と安全のきまり·約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	低 施設·設備や学習用具の正しい使い方 中 事故の起こりやすい施設·設備や学習用具の安全な使い方 高 施設·設備や学習用具による事故の現状とその原因
		施設・設備と学習用具の点検と整備	低 施設·設備や学習用具の安全な確かめ方 中 施設·設備や学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 高 施設·設備や学習用具の安全点検と整備の仕方
		運動や実習·実験·校外学習のときの安全	低 体育科·生活科学習時の安全 中 理科実験·校外学習時の安全 高 図画工作·家庭科学習時の安全
児童（生徒）会の活動等の安全	児童（生徒）会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	児童（生徒）会活動の安全	高 体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	中 安全なクラブ活動の仕方 高 事故発生時の通報と安全な行動の仕方
		活動計画の立て方と活動の安全	高 安全に関する児童会活動の推進
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり·約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	低 運動会の安全な参加の仕方 中 水泳大会の安全な参加の仕方 高 運動会、水泳大会等の事故とその原因
		遠足·旅行·集団宿泊時の事故とその防止	高 遠足·集団宿泊時行事等のときの安全な行動の仕方と事故・災害が起きたときの行動の仕方
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	低 バスや電車の安全な乗車の仕方 中 自由行動時の約束と安全な行動の仕方 高 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動の仕方
		勤労生産·奉仕的な活動等の安全	低 奉仕的な活動時の安全な行動の仕方 中 勤労·生産的な活動時の安全な行動の仕方 高 勤労·生産的な活動時に起こる事故とその防止
		服装や健康の状態と事故の防止	低 正しい服装の整え方 中 適切な服装の選び方 高 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故
始業前や放課後等休憩時間、清掃活動の安全	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	低 学校施設での安全な行動の仕方 中 施設·設備の安全な利用の仕方 高 学校施設で起こる事故とその原因
		学校生活での事故と安全な行動	低 廊下·階段歩行等学校生活の中での安全なきまり 中 休憩時間中の安全な行動の仕方 高 学校生活で起こる事故とその原因
		清掃活動の安全	低 清掃用具の安全な使用の仕方 中 安全な清掃作業の仕方 高 清掃や大掃除のときに起こる事故とその原因
		給食時の安全	低 給食の安全な運搬の仕方 中 熱いものの配膳の仕方 高 給食時に起こる事故とその原因
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止	低 通学路を守った安全な登下校の仕方 中 危険な行動、 寄り道、 遊び等での事故、 犯罪被害 高 登下校の心身の状態と事故、 犯罪被害
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止	低 家や家の周囲での安全な行動の仕方 中 家や家の周囲で起こる事故、犯罪被害と安全な行動の仕方 高 家や遊び場で起こる事故、 犯罪被害の原因と安全な行動の仕方
野外活動等の安全	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	低 水泳、スキー、スケート等の安全のきまり 中 水泳、登山、スキー、スケート等の安全な活動の仕方 高 野外での運動、自然教室等における危険と安全な行動の仕方
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動ができるようにする	不審者侵入時の対応	低 安全な避難の仕方 中 安全な避難の仕方と教職員への通報 高 安全な避難の仕方と教職員への通報
		けが人に対する介助の仕方	中 けが人の通報の仕方 高 けがの種類と介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	中 簡単な応急手当の仕方 高 けがの種類と応急手当の仕方
		熱中症・大気汚染物質発生等の措置と応急手当の仕方	中 熱中症等の症状と応急手当の仕方 高 大気汚染物質発生時の連絡方法と手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域·社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動ができるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	低 誘拐に遭わないために 中 誘拐の起こりやすい場所と時間 高 身の回りでの犯罪の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	低 遊び場やその行き帰りでの安全 中 安全な生活の仕方 高 防犯対策の理解と安全な生活の仕方
		地域·社会生活の安全に関する機関や団体の活動	低 安全を守ってくれる人々 中 安全を守ってくれる機関や団体の仕組み 高 安全を守ってくれる機関や団体の理解と協力
		地域·社会における自分たちの責任と役割	低 犯罪防止のための人々 中 犯罪防止のための人々の役割 高 犯罪防止のための人々についての理解と自分たちの役割

内容（中学校）	内容（高等学校）
施設･設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設･設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方	施設･設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設･設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方
施設･設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設･設備や学習用具の整備や整理･整とんの仕方	施設･設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設･設備や学習用具の整備や整理･整とんの仕方
体育学習時の安全と美術科、技術･家庭科の実習時の安全 理科の実験時の安全 野外･校外学習時の安全（交通･防災･動植物等）	体育学習時の安全と理科･芸術科･家庭科の実習時の安全 野外学習時の安全 専門教科実習時の安全
体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方 ボランティア活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方	生徒会活動で起こる事故の現状とその原因 体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
部活動で起こる事故の現状、原因、防止のための安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方	部活動で起こる事故の現状、原因、防止のための安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方
活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進	活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
運動会、校内競技会等の種目別の事故の現状とその原因 種目ごとの安全な参加の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進	儀式的、文化的、健康安全･体育的行事における事故の現状とその原因 儀式的、文化的、健康安全･体育的行事の安全な行動の仕方 事故発生時の通報、 応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
旅行･集団宿泊的行事等で起こる事故の現状とその原因 旅行、見学等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行･集団宿泊的行事等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方	国内外の旅行･集団宿泊的行事等で起こる事故の現状とその原因 遠足、見学等の時の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行･集団宿泊的行事等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方
交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動	交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動
勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止	勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止
服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止
学校施設での事故とその原因 施設･設備の安全な利用 施設･設備の点検･整備	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設･設備の点検･整備
始業前等休憩時間中に廊下･階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方	始業前等休憩時間中に廊下･階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方
日常の清掃活動や大掃除等で起こる事故の現状とその原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方	日常の清掃活動や大掃除等で起こる事故の現状とその原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方
給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳･片付けの仕方	（定時制） 給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳･片付けの仕方
環境が不案内のときの事故、犯罪被害 登下校時の心身の状態と事故、犯罪被害 危険な行動、遊び等での事故、犯罪被害	環境が不案内のときの事故、犯罪被害 登下校時の心身の状態と事故、犯罪被害 危険な行動、遊び等での事故、犯罪被害
電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い 家庭内の安全点検 日常の活動場所や登下校時の通学路の危険箇所の確認	電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い 家庭内の安全点検 日常の活動場所や登下校の通学路の危険箇所の確認
水泳などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 その他野外での運動等における危険と安全な行動の仕方	水泳･水辺活動などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 その他野外での運動、自然教室等における危険と安全な行動の仕方
様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報	様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報
けが人の介助の仕方と通報の仕方	けが人の介助の仕方と通報の仕方
止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際	止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際
熱中症等の症状と応急手当の仕方 大気汚染物質発生時の連絡方法と手当の仕方	熱中症等の症状と応急手当の仕方 大気汚染物質発生時の連絡方法と手当の仕方
誘拐等犯罪が起こりやすい時間帯･場所･手口 被害に遭った場合の通報等適切な行動 被害に遭わない日ごろからの心構え	地域の犯罪被害の現状と安全な行動
自治会など地域の犯罪防止活動の様子 防犯対策の理解と安全な生活の仕方 地域の活動への参加･協力	犯罪被害の防止活動や対策と安全な行動
国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 犯罪防止のためや被害に遭った場合の利用 地域の犯罪防止活動への参加･協力	地域･社会生活の安全に関する機関や団体の活動の理解と安全な活動
犯罪防止のための学校の役割 職場、家庭、地域の人々の役割 適切な情報の収集 犯罪防止における自分たちの責任と役割	地域･社会生活の安全における自分たちの責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校、中学校及び高等学校）

交通安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり、道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割·通行区分と安全	低 道路の構造や利用のきまり、安全な歩行の仕方 中 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険 高 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険
		通学路の安全	低 通学路の安全な歩行の仕方（誘拐等の犯罪防止を含む） 中 通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 高 通学路の交通事情と下級生の世話
		交差点の歩行や道路の横断	低 道路を横断するときに手を挙げるなど運転者への合図の仕方 中 信号を守ることの意味と交差点の安全な横断の仕方 高 交差点で左折·右折してくる車の危険と安全な横断の仕方
		気象や交通環境の変化と安全	低 雨や雪の日の安全な歩行の仕方 中 道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方 高 薄暮や夜間の安全な歩行の仕方（明るい服装や反射材の効果）
		集団歩行時の安全	低 安全な集団歩行の仕方 中 集団で歩行するときの交通の危険 高 道路事情による危険と安全な歩行（交通量の多い道路、歩車道の区別のない道路等）
		踏切など鉄道での安全	低 踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方 中 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方 高 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方
		幼児や高齢者及び障がいのある人々の保護	低 白杖や点字ブロック等の意味 中 幼児·高齢者·身体に障がいのある人々の交通場面における行動の特性 高 幼児·高齢者·身体に障がいのある人々の安全な通行のための保護の仕方
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動	低 公共交通機関の安全な利用の仕方 中 公共交通機関の安全な利用の仕方 高 公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用·点検や整備について理解を深め、交通の規則·約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用とヘルメットの着用	低 体に合った自転車と安全な練習場所及びヘルメット着用 中 自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合及びヘルメット着用 高 歩行者及び他の車両に対する事故、ヘルメットの効果と着用
		自転車の安全な走行	低 自転車に乗ってよい場所 中 自転車の通る所と安全な走行の仕方 高 交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方
		自転車による交通事故（自損事故·加害事故）の防止	低 自転車乗車中に起こる事故 中 加害事故及び自損事故の状況·原因と事故防止 高 加害事故の責任と補償
		自転車の集団走行時の安全	中 並進·不適切な車間距離の危険性 高 集団走行の危険と安全な走行の仕方
		自転車の点検·整備	低 自転車の簡単な点検と手入れ 中 自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ 高 定期的·乗車前の点検の仕方
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	低 自転車に関係する規則 中 自転車に関係のある道路標識と道路標示 高 自転車に関係する基本的な交通法規
		正しい駐輪の仕方	低 正しい駐輪の仕方 中 正しい駐輪の仕方 高 歩行者の安全と正しい駐輪の仕方
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車·自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	低 車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 中 車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 高 車両の車種による事故の特徴と安全な行動の仕方
		自動車の構造·機能と安全	低 死角と内輪差 中 自動車の種類による死角と内輪差 高 自動車の速度と停止距離
		シートベルトの着用	低 シートベルトの着用 中 シートベルトの着用とその効果 高 シートベルトの着用とその効果
		雨天や夜間の危険	低 夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方 中 悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 高 雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方
		運転免許制度	
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	低 交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方 中 交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 高 地域の交通安全活動の理解と参加
		救急施設と救急体制	低 地域の救急施設や救急体制 中 交通事故が起きたときの通報の仕方 高 交通事故が起きたときの対応の仕方
		安全な交通社会づくりにおける責任と役割	低 家庭での交通安全 中 学校での交通安全 高 地域の交通安全と小学生の責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校、中学校及び高等学校）

生活安全

内容（中学校）	内容（高等学校）
道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識･標示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識･標示の種類と意味の理解
通学路やスクールゾーンの設置の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） 車両の動きと安全確認	通学時の事故の現状の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動（犯罪防止も含む）
交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の交通の危険と安全な歩行の仕方（明るい服装･反射材の効果） 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方	歩行者の心理の理解と安全な行動 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動
隊形や集団心理などによる集団歩行時の交通の危険 道路事情による危険と安全な歩行、横断の仕方 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え	集団歩行時の心理と安全な行動 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え
踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い 架線接触、軌道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止	鉄道（踏切や駅ホーム等）での事故の現状と原因の理解と安全な行動 非常ボタンの取扱い
白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障がいのある人々の行動の特性の理解と保護及び介助	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障がいのある人々の行動の特性の理解と保護及び介助
交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー（迷惑行為･危険行為とは）	交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー（迷惑行為･危険行為とは）
中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方（選び方等基本的な事項）	自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 自転車の安全な利用の仕方（乗ってはならない場合等）
自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方	歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 自転車通行区分や合図の仕方 雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
自転車事故の状況･原因と事故防止（反射材の効果等） 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 集団の編成の仕方とリーダー･班員の心得等安全な集団走行の仕方	単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 適切な車間距離の取り方 集団の編成の仕方とリーダー･班員の心得等安全な集団走行の仕方
自転車の各部の名称と働き及び選び方 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期の点検箇所と点検内容及び点検の仕方	自転車の用途に合った選び方 自転車の性能の理解と各部の名称及び点検･整備の仕方
自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関係する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車の関係法規の理解 歩行者の保護と正しい自転車走行の理解
違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性と放置、盗難等の防止	違法駐輪･迷惑駐輪の現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性と放置、盗難の防止
原動機付自転車や自動二輪車の事故の特徴と安全な行動の仕方 自動車の事故の特徴と安全な行動の仕方	二輪車と四輪車の事故の現状とその原因 二輪車と四輪車の特性と運転者の条件 道路における危険の予測と回避する意識と能力
自動車の種類による死角･内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離	自動車の種類による死角･内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離
交通事故が発生した場合の被害軽減効果 着用の仕方･着用の意味 ヘルメット･シートベルト･エアバックの効用	交通事故が発生した場合の被害軽減効果（ヘルメット、シートベルト、エアバック）と正しい着用の仕方
雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険（視認距離の低下、眩惑現象、蒸発現象） 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方	夕方や夜間における視認能力の低下 気象の変化による交通状況の変化
運転免許制度の意義･運転免許の種類･内容及び取得年齢 運転者の義務と責任と補償	運転免許制度と安全な通行 運転者の義務と責任と補償
国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の交通安全活動の理解と高校生の役割 地域の交通安全活動の積極的な参加
地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置	地域の救急施設 地域の救急体制 交通事故での応急手当と措置
交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通社会の一員としての高校生の責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校、中学校及び高等学校）

災害安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低 火のまわり方と煙の危険 中 火災の原因と危険 高 火災が発生したときの心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低 火のまわり方と煙に対する行動の仕方 中 火災情報に基づいた判断と安全な行動 高 安全な行動の要素
		避難経路･避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 避難の仕方と方法 中 避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	低 地震のときの危険 中 地震情報に基づいた判断と安全な行動 高 地震のときの危険に対する心構え
		避難経路･避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 安全な避難の仕方 中 安全な避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方
		津波による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方 津波による危険 中 津波情報の収集の仕方 高 様々な場面に応じた避難の仕方
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方 火山活動による危険 中 火山情報の収集の仕方 高 様々な場面に応じた避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	低 風水害のときの安全な登下校の仕方 中 風水害のときの危険 高 風水害のときの安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	低 豪雪のときの安全な登下校の仕方 中 豪雪、雪崩のときの危険 高 豪雪、雪崩のときの安全な行動の仕方
		落雷による危険と安全な行動の仕方	低 登下校中の落雷による危険 中 落雷からの身の守り方 高 落雷に遭わない行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	低 目に見えない危険 中 身近にある放射線 高 放射線による身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	低 安全な避難の仕方 中 避難経路や避難場所の確認 高 正しい情報の入手の仕方
		地域･社会生活における放射線事故の防止対策	
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	低 放射線の存在 中 放射線の使われ方 高 放射線の安全対策への理解
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低 避難場所での安全な生活 中 災害発生時の避難所の役割 高 避難所の生活と自分の役割
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低 防災避難訓練等への参加の仕方 中 災害安全に関する学校行事への積極的参加 高 災害安全等に関する学校行事の意義と理解
		児童（生徒）会活動による自主的活動への参加	高 災害安全に関する児童会活動の内容
		地域社会における防災に関する活動への参加	低 家庭での防災 中 学校での防災 高 地域における防災に関する活動の理解と参加

内容（中学校）	内容（高等学校）
火災の原因と危険 火災に対する心構え	火災の原因と危険 危険物の取扱い 火災に対する心構え
有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 パニックの防止と安全な行動 初期消火の方法
避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手 緊急地震速報への対応 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手と発信 緊急地震速報への対応 パニック防止の安全な行動 地震災害への家庭での備え
地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
津波による危険 津波警報と避難の仕方	津波による危険 津波警報による避難と避難誘導の仕方
火山活動（火砕流、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス）のメカニズムとその危険 火山情報と避難の仕方	火山活動（火砕流、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス）のメカニズムとその危険 火山情報による避難と避難誘導の仕方
風水害のときの危険（落下物、電線の切断や倒木、増水による河川の変化、土砂崩れ、河川の崩壊や橋の流出） 風水害情報と避難の仕方	風水害のときの危険（家屋への浸水、家屋の倒壊、高潮、河川の氾濫、土石流、崖崩れ） 風水害情報による避難と避難誘導の仕方
豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
落雷しやすい気象条件 校庭･プール等校舎外での危険 登下校中による危険 落雷に遭わない安全な行動	落雷しやすい気象条件 屋内外での危険 安全な避難と避難誘導の仕方
身近にある放射線 目には見えない危険と身体への影響と健康被害	放射線の身体への影響と健康被害
健康被害の内容と防止 放射線事故に応じた避難の仕方 避難経路と避難場所の確認	正しい情報の入手 避難警報と安全な避難と避難誘導の仕方
放射線による原子力災害と安全対策 モニター制度の仕組みとそのかかわり	放射線による原子力災害にかかわる防災対策
情報の収集の仕方 防災訓練への参加	放射線による健康被害防止対策 防災訓練への積極的参加
災害発生時の避難所の意義と役割 避難所での生活 自主的な組織活動の必要性と相互扶助 ボランティア活動への参加	避難所生活と相互扶助 自主組織の活動への積極的参加 ボランティア活動への積極的参加 ライフラインの確保
災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加の仕方
災害安全に関する生徒会活動の内容	災害安全に関する生徒会活動の内容
地域における防災に関する活動への参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかかわり（点検･整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全	地域における防災に関する活動への積極的参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかかわり（点検･整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）

Ⅰ　学校において取り組むべき事項

1　日常の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（教職員の共通理解と校内体制） ⑴ 幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
①日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
②幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っているか。			
（来訪者の確認） ⑵ 学校への来訪者が確認できるよう次のような措置を講じているか。			
①立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
②登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
（不審者情報に係る関係機関等との連携） ⑶ 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
①日頃から警察等の関係機関、ＰＴＡや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
②近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
（始業前や放課後における安全確保の体制） ⑷ 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
（授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制） ⑸ 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			

（登下校時における安全確保の体制）

⑹ 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。

①幼児児童生徒に対し定められた通学路を通って登下校するよう指導している。			
②通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。			
③登下校時等に万一の場合、交番や「子ども１１０番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			
④幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。			

（校外学習や学校行事における安全確保の体制）

⑺ 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。

①事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。			
②幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。			
③万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。			

（安全に配慮した学校開放）

⑻ 学校開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。

①学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。			
②学校開放時の安全確保について、ＰＴＡや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			

（学校施設面における安全確保）

⑼ 学校施設面で、次のような安全確保策を講じているか。

①校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。			
②警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通信システム、警察や警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			
③死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			

２　緊急時の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（不審者情報がある場合の連絡等の体制） (10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
①警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
②緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。			
③幼児児童生徒の安全確保のため、ＰＴＡや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
（不審者の立入りなど緊急時の体制） (11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
①直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
②警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。			
④警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

Ⅱ　家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

１　日常の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（家庭への働きかけ） (1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			
（学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組） (2) 学校外の安全確保のため、ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少			

ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。			
（登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組） ⑶ 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。			
⑷ 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども１１０番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

２　緊急時の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
⑸ 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
①ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
②学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			

特別警報は、これまでにない危険が迫っていることをお知らせします

特別警報が発表されたら

・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

特別警報のイメージ

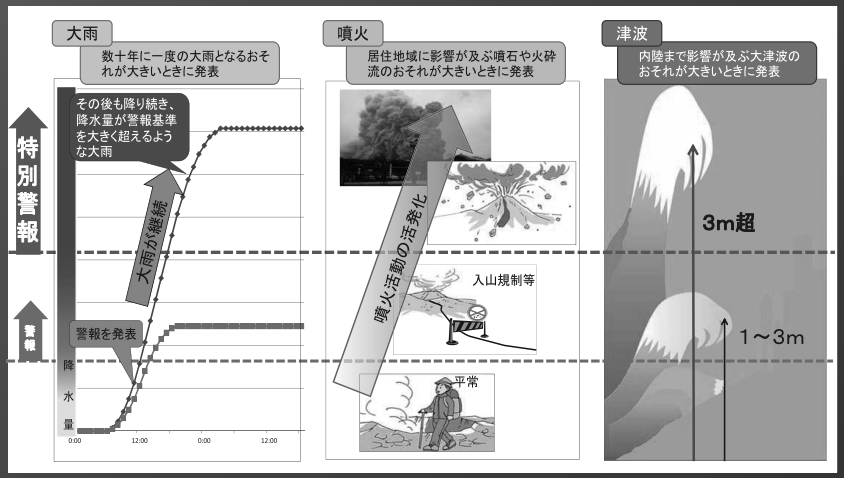

特別警報に相当する過去の災害

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」のような、誰もが一度は聞いたことがある災害に匹敵する災害が予想される場合に発表されます。

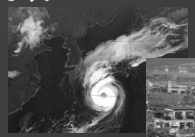
伊勢湾台風

東日本大震災

特別警報に相当する事例

気象等	H24.7	九州北部豪雨（大雨）	死者行方不明者32人
	H23	台風第12号（大雨）	死者行方不明者98人
	S34	伊勢湾台風（大雨・暴風・波浪・高潮）	死者行方不明者5,000人以上
	S9	室戸台風（大雨・暴風・高潮・波浪）	死者行方不明者3,000人以上
津波	H23.3	東北地方太平洋沖地震	死者行方不明者18,000人以上
	H5.7	北海道南西沖地震	死者行方不明者230人
	S58.5	日本海中部地震	死者104人 （いずれも地震を含む）
火山	H12	三宅島	全島民避難
	H12	有珠山	15,000人以上避難
	H3	雲仙岳	死者行方不明者43人
地震	H23.3	東北地方太平洋沖地震	死者行方不明者18,000人以上 （津波を含む）
	H20.6	岩手・宮城内陸地震	死者行方不明者23人
	H19.7	新潟県中越沖地震	死者15人
	H16.10	新潟県中越地震	死者68人
	H7.1	兵庫県南部地震	死者行方不明者6,437人

普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります

災害から身を守るために(大雨の場合)

・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

緊急地震速報 利用の心得

ふだんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…
（緊急地震速報がなくても）

緊急地震速報を見聞きしたら…
（地震の揺れを感じなくても）

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は **数秒から数十秒** しかありません

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

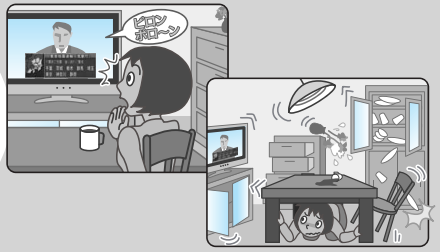

自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯しまわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす

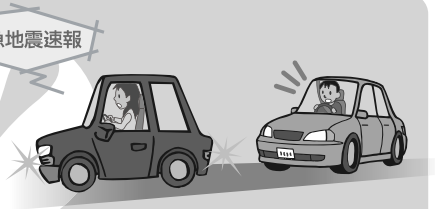

人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない

屋外（街）では

- ブロック塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

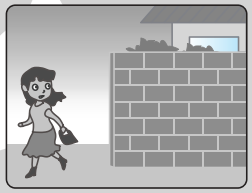

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させすぐにおりる

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

北海道 原子力防災のしおり

緊急時の応急活動体制と皆さまがとるべき行動について

泊発電所で事故が発生し、大量の放射性物質が放出される恐れがある場合、道や関係町村、国では住民の皆さまがとるべき行動をテレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メールなどを通じてお知らせします。

屋内退避や避難等の防護対策は、早め早めに実施されますので、住民の皆さまはうわさや憶測に惑わされず、道や関係町村の指示に従って落ち着いて行動してください。

関係町村：泊村・共和町・岩内町・神恵内村・寿都町・蘭越町・ニセコ町・倶知安町・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村

【北海道における原子力災害対策重点区域】

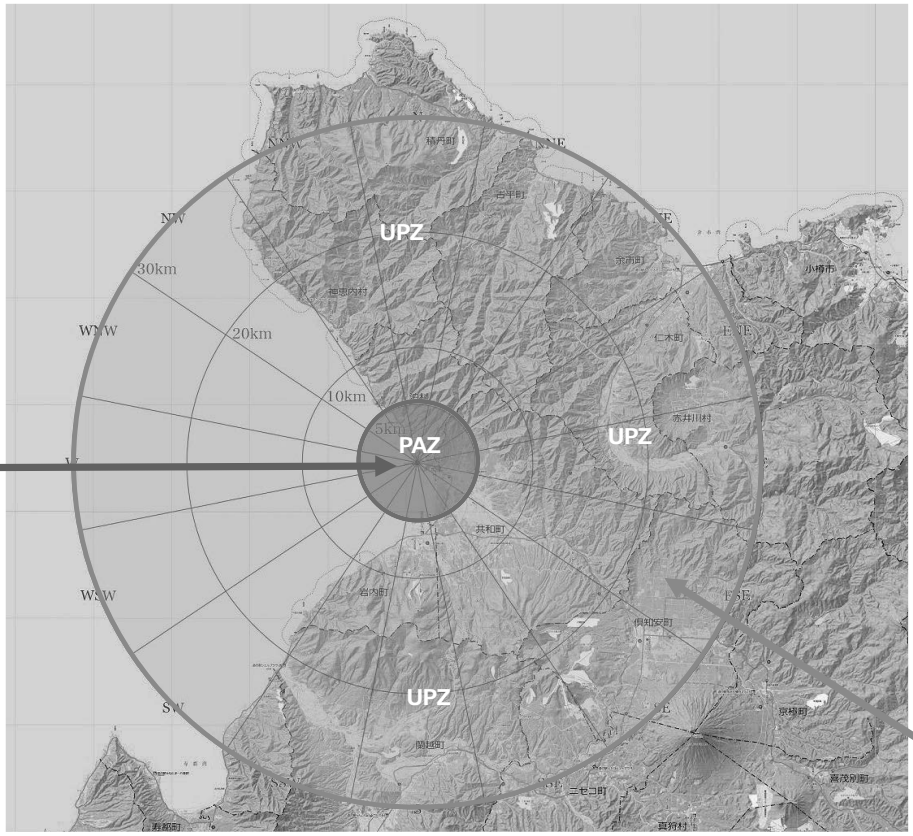

予防的防護措置を準備する区域　(PAZ:Precautionary Action Zone)
　急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域です。
　原子力施設からおおむね半径 5km の地域を設定しています。
　対象町村は泊村、共和町、岩内町が該当します。

緊急時防護措置を準備する区域　(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)
　事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域です。
　原子力施設からおおむね 30km の地域(PAZ を除く。)を設定しています。
　対象町村は泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村が該当します。

◆避難基準について･･･

1．発電所の事故状態等に基づく緊急事態判断基準

・緊急事態の初期対応段階を３つに区分。各区分に応じた防護措置を実施します。

PAZ(～5km)　　UPZ(5～30km)

原子力発電所からの距離

↓ 発電所施設の状態を３段階に分け
国は、段階に応じて、必要な住民防護措置の準備・実施を指示します

① **警戒事態**（EAL1）後志管内で震度６弱以上の地震等が該当します。

要援護者の避難準備

② **施設敷地緊急事態**（EAL2）発電所の外部電源途絶等の事象が該当します。

要援護者の避難、住民の避難準備　　屋内退避の準備

③ **全面緊急事態**（EAL3）発電所の全電源喪失等の事象が該当します。

住民の避難実施、安定ヨウ素剤の予防服用　　屋内退避の実施、安定ヨウ素剤の予防服用

④ **プラントの状況悪化に応じて段階的に避難**

住民の避難実施、安定ヨウ素剤の予防服用

2．発電所外の放射線量率等に基づく防護措置実施基準

・防護措置の判断基準となる空間放射線量率等の各数値に該当した際の防護措置を実施

→ 放射線モニタリング結果をもとに
国は、必要な住民防護措置の準備・実施を指示します

事態の進展

避難（OIL1）空間放射線量率が 500μSv/h を超えた時

一時移転（OIL2）空間放射線量率が 20μSv/h を超えた時
（1 週間以内に一時移転）

飲食物のスクリーニング・摂取制限（OIL6 等）

◆事故の発生などのお知らせがあったら･･･

《行政は･･･》
万が一、泊発電所において事故などが起こった場合、道、関係町村及び国から、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メールなど様々な手段を使って、皆さまのとるべき行動など必要な情報を速やかにお知らせします。
《皆さまは･･･》
うわさや憶測に惑わされないで、道、関係町村及び国からの情報に従い、落ち着いて行動してください。

ポイント

1　テレビ、ラジオの緊急放送、緊急速報メール及びインターネットを通じて災害情報を入手してください。
2　防災行政無線、広報車及び漁業無線などの災害情報に注意してください。
3　近隣や町内会の人たちと情報を共有してください。
4　正確な情報を入手し、うわさや憶測で行動しないでください。
5　緊急を要する電話以外、電話の使用は極力控えてください。

緊急速報メール

テレビ　ラジオ　防災行政無線　広報車　漁業無線　あわてずに　電話は控えて

◆避難の指示が出されたら･･･

《行政は･･･》
発電所の状況やモニタリングデータ等による測定に基づき、避難等の防護対策を早め早めに実施します。
避難等の措置は、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒などの援護の必要とされる方を優先して行います。
《皆さまは･･･》
避難等の指示は、予防的、先行的に出されますので、あわてず落ち着いて行動してください。
仕事や外出中などで、どこに集合すれば良いかわからない場合は、役場や警察等の指示にしたがってください。

ポイント

1　あわてずに指示内容をよく聞きましょう。
2　ガスの元栓をしめ、電化製品のコンセントを抜くなど火の元に注意しましょう。
3　冬期間は、ストーブを消し、水道の水落としも忘れずにしましょう。
4　マスク・外衣等を着用し、用意した携行品を持ちましょう。
　（服用中の薬がある方は、忘れずに準備してください。）
5　家を出るときは、窓やドアなど戸締まりを忘れないようにしましょう。
6　近所の人と声を掛け合い、お年寄りや病気の方、体の不自由な方を助けながら、お互い協力して避難しましょう。
　（避難等が困難な方は、役場に連絡してください。）

◆屋内退避の指示が出されたら･･･

放出された放射性物質が少ない場合には、自宅など建物の中に入るだけでも、放射線による被ばくを少なくすることが出来ます。

《皆さまは･･･》
すぐに自宅などの屋内に入り、外に出ないでください。（すぐに自宅に帰れない場合は、最寄りの公共施設などに入ってください。）

ポイント

1　屋内に入ったら、すぐに手や顔を洗いましょう。
2　必要に応じシャワーを浴びるなど、身体を洗い流しましょう。
3　ドアや窓、換気扇を閉めて、外の空気が入らないようにしましょう。
4　食べ物はフタをしたり、ラップをかけましょう。
　（家にある食べ物は食べても問題ありません。）
5　避難などに備え、貴重品や着替用衣類などの持ち物（携行品）を用意しましょう。
6　落ち着いて、新しい指示や正確な情報を待ちましょう。

◆水や食べ物の摂取制限が出されたら･･･

《行政は･･･》
泊発電所で事故が発生した場合、環境の放射線のほか、水や食べ物などの放射能についてもモニタリングを実施します。
放射性物質の放出によって飲料水や農作物などの飲食物に影響が出るおそれのある場合には、これらの飲食を制限したり、汚染農作物等の採取、出荷を禁止することがあります。
《皆さまは･･･》
指示に従い、汚染のおそれのある飲料水を飲んだり、飲食物を食べたりしないでください。（家の中に保管してあるものは問題ありません。）
安全が確認され次第、制限を解除します。

◆もしもの場合に備えて、普段から準備出来ることは･･･

《皆さまは･･･》
避難場所では必要な物資が準備されますが、避難等に役立つものや必要なものは日頃から１か所にまとめておきましょう。
また、家族が離ればなれに避難しなければならないことがあるかもしれません。もしもの場合に備え、連絡方法を決めておくなど、日頃から家族で対応を話し合っておくことが大切です。

ポイント

1　必要なものは１か所にまとめておきましょう。
2　もしもの場合の対応について、日頃から家族でよく話し合いましょう。
3　地域の集合場所や避難所を覚えておきましょう。
　（わからない場合は役場に確認してください。）

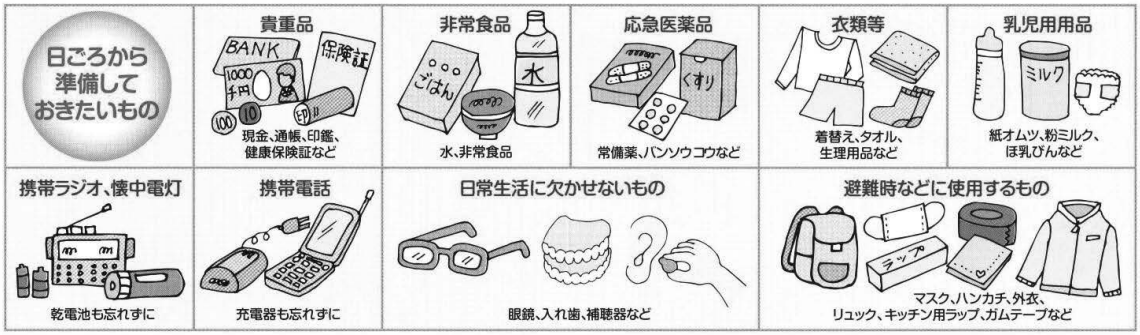

このしおりは、泊発電所で事故が発生し、放射性物質が放出されるおそれがある場合に、皆さまがとるべき行動について記載しています。家族全員が目につく場所に保管し、もしもの場合に活用してください。

発行責任者：北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
住所：札幌市中央区北３条西６丁目
電話：０１１－２０４－５０１１

参　考　文　献

- 幼稚園教育要領解説
- 小学校学習指導要領解説（総則編）　文部科学省
- 中学校学習指導要領解説（総則編）　文部科学省
- 高等学校学習指導要領解説（総則編）　文部科学省
- 特別支援学校学習指導要領解説（総則等編）　文部科学省
- 「『生きる力』を育む防災教育の展開」　文部科学省
- 「安全な通学を考える～加害者にもならない～（ＤＶＤ）」　文部科学省
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」　文部科学省
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」　文部科学省
- 「学校の危機管理マニュアル―子どもを犯罪から守るために―」　文部科学省
- 「学校における原子力防災マニュアル」　茨城県教育委員会
- 「安全教育プログラム　実践事例集」　東京都教育委員会
- 「学校危機管理マニュアル作成の手引き」　長野県教育委員会
- 「あいちの学校安全マニュアル」　愛知県教育委員会
- 「学校防災マニュアル(平成24年度改訂版)」兵庫県教育委員会
- 「学校防災管理マニュアル」徳島県教育委員会
- 「愛媛県学校安全の手引 改訂版」　愛媛県教育委員会
- 「道立学校『業務継続計画』策定の指針」　北海道教育委員会
- 「学校における危機管理の手引（改訂２版)」　北海道教育委員会
- 「災害発生後における児童生徒の健康管理の手引き」　北海道教育委員会

学校安全推進資料（平成２５年度改訂版）

平成26年3月

編集・発行　北海道教育庁

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

札幌市中央区北３条西７丁目

011－231－4111(35－672)

ハートに、じーん。
探してごらん、優しい気持ち。